

官報

号外 昭和二十二年十二月七日

○第一回 参議院會議錄第六十三号

昭和二十二年十二月六日(土曜日)午前
十時四十八分開議

議事日程 第六十二号

昭和二十二年十二月六日

午前十時開議

第一 昭和十四年法律第三十九号

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 印紙等徴収取締法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 道路運送法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様とすることに關する請願(委員長報告)

第五 小名濱港修築に關する請願(委員長報告)

第六 廣島縣下の砂防工事緊急実施に關する請願(委員長報告)

第七 長野縣茶臼山地に對策並びに岡田川改修工事に關する請願(委員長報告)

第八 新潟、長野兩縣下地二對策並びに砂防工事実施に關する請願(委員長報告)

第九 正法寺川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第一〇 長谷川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第一一 イラスケ川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第一二 酒田港の災害復旧、開港並びに海上保安基地の設置に關する請願(委員長報告)

第三 廣島縣嚴島町の災害復旧工事に關する請願(委員長報告)

第四 馬見ヶ崎川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第五 砂防行政の一元化に關する請願(委員長報告)

第六 砂防事業補助費増額に關する請願(委員長報告)

第七 岩國港の開港場指定に關する請願(委員長報告)

第八 岡山縣下の砂防工事に關する請願(委員長報告)

第九 吳市河川の砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第二〇 德島縣小松島港改良工事に關する請願(委員長報告)

第二一 德島縣小松島港開港に關する請願(委員長報告)

第二二 犀川流域砂防工事促進に關する請願(委員長報告)

第二三 岩手縣南地方の水災對策に關する請願(委員長報告)

第二四 神崎川下流防災工事の予算増額並びに尼崎港改良計画の実施を促進することに關する請願(委員長報告)

第二五 旧老津飛行場誘道路下流地区二帶の砂防工事に關する請願(委員長報告)

第二六 瀬戸市附近砂防施設実施に關する請願(委員長報告)

第二七 愛知縣下の砂防事業費國庫補助金増額に關する請願(委員長報告)

第二八 逢妻川上流砂防工事に關する請願(委員長報告)

第二九 兵庫縣柴山港改修工事に關する請願(委員長報告)

第三〇 藏王川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第三一 大谷川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第三二 水無川砂防工事促進に關する請願(委員長報告)

第三三 鳥取縣下の砂防工事に關する請願(委員長報告)

第三四 清水港修築に關する請願(委員長報告)

第三五 新潟縣西頸城郡根知村、長野縣境の地に防止工事を實施することに關する請願(委員長報告)

第三六 下津港開港指定に關する請願(委員長報告)

第三七 高橋川外六河川並びに二河口砂防工事に關する請願(委員長報告)

第三八 村松澤その他河川の砂防工事に關する請願(委員長報告)

第三九 千葉縣内砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第四〇 川治川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第四一 大分縣下の河川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第四二 野田川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第四三 神奈川縣前橋地方砂防工事促進その他に關する請願(委員長報告)

第四四 松山港外港修築工事繼續施行に關する請願(委員長報告)

第四五 富山縣下の河川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第四六 別府市に國際觀光港を新設することに關する請願(委員長報告)

第四七 弘法川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第四八 池内川外二河川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第四九 那賀川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第五〇 高知港の災害復旧並びに改良工事に關する請願(委員長報告)

第五一 島根縣下の河川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五二 魚野川砂防工事促進に關する請願(委員長報告)

第五三 天龍川改修並びに流域の治山治水工事實施に關する請願(委員長報告)

第五四 庄内川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第五五 宮城縣登米郡水害復旧に關する請願(委員長報告)

第五六 岩手縣膽澤郡金ヶ崎町の水害復旧に關する請願(委員長報告)

第五七 川上川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五八 鬼怒川上流改修工事に關する請願(委員長報告)

第五九 渡良瀬川改修工事に關する請願(委員長報告)

第六〇 奈曾川堤防工事区域延長に關する請願(委員長報告)

第六一 玉野市砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六二 玉島川海岸水門復旧に關する請願(委員長報告)

第六三 埼玉縣大里郡北部利根川堤防補強工事促進に關する請願(委員長報告)

第六四 芝川改修放水路新設工事促進に關する請願(委員長報告)

第六五 白川砂防工事に關する請願(委員長報告)

第六六 山口縣玖珂郡内各町村の災害復旧費國庫補助に關する請願(委員長報告)

第六七 利根川低水工事並びに利根川運河の改修工事等に関する請願(委員長報告)

第六八 群馬縣下の水害復旧に關する請願(委員長報告)

第六九 入野川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第七〇 伏木港渡津費國庫補助に關する請願(委員長報告)

第七一 矢作川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第七二 富士川下流東岸災害復旧費國庫負担に關する請願(委員長報告)

第七三 兵庫縣下の砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第七四 大田園立公園の地域擴張に關する請願(委員長報告)

第七五 荒川改修工事に關する請願(委員長報告)

第七六 酒坂港修築に關する請願(委員長報告)

第七七 北海道厚田港の船入主築設に關する請願(委員長報告)

第七八 象頭山を史蹟名勝天然紀念物保存法により指定することに關する請願(委員長報告)

第七九 官設展覽會に畫を加ふることに關する請願(委員長報告)

第八〇 愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車線の運輸を開始することに關する請願(委員長報告)

第八一 高知縣香美郡山田、大橋間國營自動車線を岡ノ内まで延長

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

- 並びに二自動車道路開設に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 福島縣安達郡二本松、浪江町間に國營自動車運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八三 松本、長野市間に四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八四 富山縣津波郡城端、西赤尾間に國營トラックの運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八五 八戸線久慈駅、岩泉町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八六 徳島縣穴吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八七 川棚、有田兩駅間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八八 下田、飯田兩駅間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第八九 茂木、御前山間の國營バスの運轉を水戸市まで延長することに関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 水戸市、波崎町間並びに鹿島、千葉縣佐原町間に國營バスの運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第九一 岐阜市、根尾村間に國營バスの運轉を開始することに関する請願 (委員長報告)
- 第九二 中古衣類の公定價格を廃止することに関する請願 (委員長報告)
- 第九三 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 會計検査入法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第九五 自給製塩制度存続に関する請願 (委員長報告)
- 第九六 物品税免稅点の引上げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第九七 生業資金貸付に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 庶民金融機構の確立に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 物納せる耕地の公租公課に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 慈善事業團體のため臨時資金調整法及び租稅稅法等を改正することに関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 地方分権の確立に関する陳情 (二件) (委員長報告)
- 第一〇二 地方公共團體職員員の給与に関する陳情 (二件) (委員長報告)
- 第一〇三 地方公共團體職員員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇四 地方官公廳職員待遇改善國庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇五 町内、部落会館止後の措置に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇六 地方分與稅の追加分與増額その他に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇七 全國主要道路の整備に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇八 鳥取縣小田川、荒金川の砂防工事に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇九 鈴鹿川水系砂防工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一〇 山陽國道改良促進に関する陳情 (二件) (委員長報告)
- 第一一一 今次秋田縣下の水害地区復旧に関する陳情 (三件) (委員長報告)
- 第一一二 島根縣の昭和十八年風水害復旧耕地事業補助金増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一三 富谷川砂防工事費國庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一四 吳市河川の砂防工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一五 千代川砂防工事に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一六 大森、正光兩川の砂防工事に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一七 今次岩手縣下の水害復旧対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一八 梨ヶ原川砂防工事に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一九 茨城縣多賀郡高萩町内國道改修工事に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二〇 治山治水対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二一 熊野沿岸の地盤沈下及び被害地復旧に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二二 戸栗川砂防工事に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二三 東北地方水害対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二四 砂防施設の恒久対策実施に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二五 茨城縣下の災害復旧に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二六 今大山形縣下の水害対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二七 物資愛護思想普及運動に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二八 新聞用紙割当増配に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二九 物價引下げ運動促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三〇 製塩事業保持対策樹立に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三一 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情 (委員長報告)
- 第一三二 庶民銀行設立促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三三 企業整備に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三四 自給製塩制度存続に関する陳情 (二件) (委員長報告)
- 第一三五 天日製塩実施に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三六 企業再建整備法の改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三七 物品税免稅点の引上げ等に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三八 竹材加工業に関する陳情 (委員長報告)
- 第一三九 觀光事業に関する調査に関する陳情 (委員長報告)
- 第一四〇 出版關係法規に関する調査に関する陳情 (委員長報告)
- 議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。
- 昨五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
- 昭和二十二年法律第二百一十一号(國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律の一部を改正する法律案)
- 労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應得的措置に関する法律案
- 市街地建築物法の適用に関する法律案
- 榮業土法案
- 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案
- 地方稅法の一部を改正する法律案
- 船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案
- 理容法案
- 旧日本銀行券の未回収発行残高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案
- 勸業債券の割増金等に対する所得稅の課稅の特例に関する法律案
- 國が施行する内國貿易設備に関する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に関する法律案
- 貿易資金特別會計法を改正する法律案
- 物品の無償貸付及び讓與等に関する法律案
- 大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十年度における繰入不足補填のための一般會計から繰入金に関する法律案
- 政府職員に対する一時手當の支給に関する法律案
- 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。
- 昭和二十二年一般會計予算補正(第十号)
- 昭和二十二年度特別會計予算補正(特第五号) 予算委員會に付託
- 縣政力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案
- 船員保險特別會計法案
- 財政及び金融委員會に付託
- 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。
- 食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案
- 食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般會計からの繰入金に関する法律案
- 財務局及び稅務署に在勤する政府職員に対する稅務特別手当の支給に関する法律案
- 財政及び金融委員會に付託
- 地方自治法の一部を改正する法律案
- 治安及び地方制度委員會に付託
- 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十二年一度一般会計予算補正
(第九号)

昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特設四号)

國有林野法の一部を改正する法律案

郵便法案

地方税法の一部を改正する法律案

北海道に在勤する政府職員に対する
越冬燃料購入費補助のための一時手
当の支給に関する法律案

開港法の一部を改正する法律案

食糧の輸入税を免除する法律案

又同日本院は、左の衆議院提出案を可
決した旨衆議院に通知した。

昭和二十二年法律第八十号(國會議
員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律)の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出少年盲人
教育等に関する質問に対する答弁書

同日衆議院議長から、國會において議
決した左の予算を内閣に送付した旨の
通知書を受領した。

昭和二十二年一度一般会計予算補正
(第九号)

昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特設四号)

又同日衆議院議長から左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

國有林野法の一部を改正する法律案

郵便法

地方税法の一部を改正する法律案

北海道に在勤する政府職員に対する
越冬燃料購入費補助のための一時手
当の支給に関する法律案

開港法の一部を改正する法律案

食糧の輸入税を免除する法律案

法律の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に回付した。

戸籍法を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判
官の報酬等の應得の措置に関する法
律)等の一部を改正する法律案

同日衆議院において採択することを議決
した左の請願及び陳情は各、意見書を
附し、即日これを内閣に送付した。

國民健康保険制度の更生に関する請
願

國立病院及び國立療養所改善に関す
る請願

住宅賃料軽減の住宅を國營とするこ
とに関する請願

傷病者更生援護に関する請願

傷病者更生援護に関する請願

生活保護法の普及と同法の一部改正
に関する請願

遊休公共建築物の即時開放等に関す
る請願

伏古別漁港築設に関する請願

有珠漁港改修工事に関する請願

追分漁港築設に関する請願

開港法の一部を改正する法律案

野越東線三春、船引両駅間の要田村
に停車場を設置することに關する請
願

木更根線道成工事の速成に關する請
願

東北本線二本松、本宮兩駅間の杉田
村に停車場を設置することに關する
請願

國民健康保険組合制度を改革するこ
とに關する陳情(二件)

國民健康保険金に對する國庫補助金
の増額等に関する陳情

國民健康保険組合の振作促進に關す
る陳情

社会保険制度の一元化に關する陳情

國立療養所高山莊の完備並びに運營
に關する陳情

星塚敬愛園入園患者生活擁護に關す
る陳情

生活保護法による生活保護費を全額
國庫負担することに關する陳情

炭鉱労働者福利厚生施設拡充に關す
る陳情

住宅建設に關する陳情

漁業用資材の確保に關する陳情

資金融通規則の一部改正並びに水産
金庫設置に關する陳情

漁業用網索原料マニラ麻の輸入懇請
に關する陳情

漁業用燃料の配給に關する陳情

江津町、東瀬川村間に國營自動車
運轉を開始することに關する陳情
(二件)

姫路及び新宮兩駅、安栗郡内間に國
營自動車運轉を開始することに關
する陳情

中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩駅
間に國營自動車運轉を開始するこ
とに關する陳情

水産物集出荷及び配給制度に關する
調査に關する件

同日議長から農林大臣、商工大臣、運
輸大臣、經濟安定本部長官及び内閣官
房長官宛左の決議を交付した。

綜合燃料及び電力危機突破に關する
決議

同日議長は左の予備審査のための内閣
送付案を委員會に付託した。

昭和二十二年法律第二百一十一号
(國家公務員法の規定が適用せられ
るまでの官吏の任免等に關する法
律)の一部を改正する法律案

決算委員會に付託
労働基準法の施行に伴う政府職員に
係る給與の應急措置に關する法律案

財政及び金融委員會に付託
榮養士法案 厚生委員會に付託
金融機關再建整備法の一部を改正す
る法律案

財政及び金融委員會に付託
地方税法の一部を改正する法律案
治安及び地方制度委員會に付託
船舶法及び船舶安全法の一部を改正
する法律案

運輸及び交通委員會に付託
理容法案 厚生委員會に付託
同日委員長から左の報告書を出し
た。

副理事の任命資格の特例に關する法
律案可決報告書

昭和十四年法律第三十九号災害被害
者に対する租税の減免、徴收猶予等
に關する法律を改正する法律案可決
報告書

印紙等製造取締法案可決報告書

簡易生命保險法等の一部を改正する
法律案可決報告書

道路運送法案可決報告書

國土計画委員會請願報告書第四号

國土計画委員會請願報告書第四号

國土計画委員會請願報告書第五号

國土計画委員會請願報告書第五号

國土計画委員會請願報告書第二号

國土計画委員會請願報告書第二号

電氣委員會陳情報告書第四号

電氣委員會陳情報告書第三号

通信委員會請願報告書第一号

通信委員會請願報告書第一号

文化委員會請願報告書第三号

文化委員會請願報告書第三号

農機具生産用並に小農具生産及補
修用諸資材等の所要数量確保に關
する質問主意書

農機具生産用並に小農具生産及補
修用諸資材等の所要数量確保に關
する質問主意書

農機具生産用並に小農具生産及補
修用諸資材等の所要数量確保に關
する質問主意書

農機具生産用並に小農具生産及補
修用諸資材等の所要数量確保に關
する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十二年十一月二十四日
宿谷 榮一

參議院議長松平恒雄

農機具生産用並に小農具生産及補
修用諸資材の所要数量確保に關す
る質問主意書

一、農作物生産及び加工資材として
の農機具は肥料と共に最も重要な
ることは言うまでもない。年々農家
の必要とする機種、数量を充分に
確保供給し且つ手持小農具類の損
傷等に対する迅速な補修を行ひ農
作業上に不測の支障を來さぬよう
に計らねばならぬことは今更言
を要しない処で、これが供給に完
璧を期することによつて農家の生
産意欲を昂揚し生産実績を推進せ
しめるのである。これが迅速なる
供給に欠くようであれば米、
麦、諸類其他農産物供出の完遂を
期することは到底至難のことであ
ると思ふ。然るにこの重大
なる農機具の生産並に、補修の問
題に對して政府は如何なる施策を
講じてゐるか、恐らく何等の切
な考慮が拂われていないのではな
いか。

政府は國民生活安定の基礎をな
すものとして米、麦等主要食糧の
生産計画を樹てその供出計画を決
定するに當り、先ずこれ等生産過
程において絶対必要とする農機具
の年間需要量を測定しそれが百
パーセント確保に萬全の施策を傾
注すべきであるにも拘らずその実
際は何うであるか。

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

一、昭和二十二年に於ける全國農
家の要する農機具の絶対需要数
量生産のための資材最低必要量
を鋼材について觀るに、年間四三、
三四七噸に對し年度当初八、〇〇
〇噸の鋼材を一應は決定したが、

な。特に寒心に耐えないのは農家の最も手近にして日常必需の小農具、鋤鎌類の製造並に修理等を主業とする全國二万五千の野鍛冶業に対する鋼材並に生産用燃料等の割当は殆んど絶無に等しいものがある。

余軒に対し昭和二十二年九月、十月兩月のコース総割当実量は僅かに各六十一噸宛に過ぎないのである。

二、よつて、これ等野鍛冶業者に對し新規生産並に補修用の鋼材、燃料の外更に木材その他の副資材、二次製品等今後の適正なる割当問題に對して、政府は果して如何なる策を施さんとする考えである。

二、要は農機具の生産配給並に補修等は米、麦諸類その他主要農産物に對する生産確保と供出完遂の必然的裏付となるべき生産資の品の

内閣参印第一四三号
昭和二十二年十二月五日
内閣総理大臣 片山 哲

會議院議員宿谷榮一君提出農機具生産川並に小農具生産及補修用諸費料等の所要數量確保に關する質問に對する答弁書

・補修の問題に就いては修理資材の大宗である鉄鋼、コークスの配当が従来僅少であつた爲供米報奨用として鉄の修理を若干行ふ事が出来たのみで犁、碎土機、除草

た資材量としては指摘された通りであり農村に於ける農機具需要数量の生産には余りに僅少であり食糧等の再生産及び供出に支障を來す虞があるので、これに対処するため、この程、昭和二十三年一

二、小農具特に農家の日常必需品たる鉄鎌の新造、修理に就いては過般の閑議に於いて

鍍先(修理)	五〇〇万挺
鍍	一二〇万挺
除草機	三五万挺
鍍先(修理)	六〇〇万挺

右の計画を実施する結果野鍛冶業者に対する鋼材及び燃料たるコークスについても、今後は相当量の割当があることとなり、^{（註）}等資材の現物化についても、特別なる方を講ずる必要が下野院中である。

二、修理資材の点については右に述べた犂、鋏の外、他の機種について、夫々の実情に應じ、今後、發次的具體的に資材の許す範囲に於いて策定する予定である。

少年盲人教育等に関する質問主意書

少年盲人教育等に関する質問主意書

一、盲学校に就学せる少年は四〇％であるが、外の六〇％は、未教育のままである。新憲法により平等

二、少年でなくとも青年にても教育し、盲人のため、万全の良策を樹立すべきであるが、意見を問う。

三、六・三制の実行上、政府は非常なる困難にあると信ず。國民又、非常なる不便に遭ふ、

內閣參事第一四二號
昭和二十二年十二月五日
內閣總理大臣 片山 哲
參議院議長松平恒雄殿
參議院議員小山友三君提出少年育成人

現在盲学校における未就学者約六〇%の児童生徒の就学については新憲法の趣旨にそい新入該当者

二、青年の教育については、普及と教育制度の改新により、新制中学部の上に高等部を設けて、高等普通教育及び夫々能力に應じた職業教育を施したいと思ひます。

に困難な状況にあります。最善の努力を以て九ヶ年計画を以て遂次その実施に万全を期したいと思ひますが尙十分な場合は御趣旨の方法を考へたいと思ひます。

○議長(松平恒雄君) これより会議を開きます。日程第一、昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案、日程第二、印紙等徴収取締法案(内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十二年十二月五日

財政及び金融 黒田 英雄

衆議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

推井 康雄 小林 米三郎
高橋龍太郎 伊藤 保平
玉屋 喜章 西川 甚五郎
石川 清吉 深川 タマエ
下條 恭兵 森下 政一
星 一 尾形 六郎兵衛
山田 佐一 松島 喜作

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正は、震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害に因り被害を受けた者に対し、國

税の減免、徴収猶予等をなすにあたり、從來災害が発生した程度減免等の内容に関する政令を公布していたのを、今回昭和十四年法律第三十九号を全面的に改正して、被害者に対する租税の軽減免除又は徴収猶予、課税標準の計算又は申告及び申請の特例に関する具体的な規定を整備しようとするものである。適当な改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、災害被害者に対する課税の減免、徴収猶予等が、速かに円滑に行われる利益がある。

三、費用

この改正のために、別に費用を要しない。

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月四日

衆議院議長 松岡 駒吉

衆議院議長松平恒雄殿

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案

昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産(相続開始前一年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條及び第六條中同じ。)について課税価格の決定後に甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。

第四條 昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について相続税法第三十八條の規定による申告書の提出期限後に、甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。

第五條 災害に因り所得の基となる資産又は事業の用に供する資産について甚大な被害を受けた者の被害を受けた年分の所得税につき所得を計算する場合においては、当該資産の減失又は損壊に因る損失金額を、命令の定めるところにより、所得税法に規定する必要な経費とみなす。

第六條 昭和二十二年五月二日以前に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について課税価格の決定前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その相続財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

第七條 昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について相続税法第三十八條の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その相続財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

第八條 災害に因り被害を受けた者の納付すべき所得税、法人税、特別法人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、被害のあつた日以後一箇月以内になすべき課税に関する申告及び申請は、災害の止んだ日から二箇月以内これをなすことができる。

第九條 政府は、災害に因り被害を受けた者の被害のあつた日以後一年以内において納付すべき所得税、増加所得税、法人税、特別法人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、命令の定めるところにより、各納期限から一年以内その徴収を猶予することができる。

第十條 第二條乃至第七條及び前條の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、政府に申請しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十二年七月十二日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十二日からこの法律公布の日までの間に生じた災害に因る被害者に対する第八條の規定の適用については、同條中「災害の止んだ日から二箇月以内」とあるのは、「この法律公布の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。

昭和二十二年七月二十一日以前に生じた災害については、なお従前の例による。

審査報告書

印紙等徴収取締法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月五日

財政及び金融 黒田 英雄

衆議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

推井 康雄 森下 政一
高橋龍太郎 伊藤 保平
尾形 六郎兵衛 山田 佐一
石川 清吉 下條 恭兵
小林 米三郎 星 一
玉屋 喜章 西川 甚五郎
松島 喜作 深川 タマエ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、印紙等徴収取締規則が昭和二十二年法律第七十二号に

第二條 前條第一項の規定に違反し

相成つたのであります。

るのであります。政府の発行する印

内村 清次 丹羽 五郎

第一條 この法律は、道路運送に関

する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車両運送事業をい、自動車運送事業とは、他人の需用に應じ自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をい、軽車両運送事業とは、他人の需用に應じ軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をい。

この法律で、車両とは、自動車及び軽車両をい、自動車とは、原動機により道路上を運行する用具で命令の定めるものをい、軽車両とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをい、道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をい。

この法律で、自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する道路（一般自動車道）及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車（事業用自動車）の用に供する道路（専用自動車道）をい。

第二章 監督
第三條 行政官は、この法律の規定するところに基づき、道路運送に関する、第一條の目的を達成するため必要な監督をする。

四、その他に關しては、この法律に別段の定めるところにより、これを下級の行政官に委任することとする。

前項の規定するものの外、道路運送監督事務所に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

この法律に規定する主務大臣の職務の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従ひ、各々その号に定める下級の行政官に委任することとする。

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附することができ、前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを變更することができる。

第六條 当該行政官は、必要があると認めるときは、道路運送事業者その他車両を所有し、若しくは使用する者、自動車運送事業者又はこ

れらの者の組織する団体に、事業又は車両の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。

当該行政官は、必要があると認めるときは、当該官吏に事業場所その他場所を臨検し、事業者若しくは車両の所有若しくは使用の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

第七條 当該行政官は、所部の官吏（車兩検査官）を命じ、第八章の規定による職務の行使を補助させることができる。

第八條 この法律の適正な運用を図るため、道路運送委員会を置く。道路運送委員会は、中央道路運送委員会及び地方道路運送委員会とする。

前項の各都道府県知事の推薦すべき人員は、都府縣にあつては二人、北海道にあつては若干人とする。

道路運送委員会の委員の任期は、三年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任されることを妨げない。

道路運送委員会の委員は、その職務を執行し、又は道路運送事業に關し他の者と職務の若しくは対立的立場にあると認められる場合において、当該道路運送委員会においてその委員を推薦すべき目的の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣がこれを解任する。

行政官は、左の事項で重要なものは、道路運送委員会の意見を徴してこれをしなければならない。

一 この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正
二 自動車運送事業の免許に關する基準の設定及び變更
三 自動車運送事業の免許
四 自動車運送事業の停止及び免許の取消
五 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる。

道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所、道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を嘱託することができる。

この法律に規定するものの外、道路運送委員会の組織及び運用委員の資格及び任期その他道路運送委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三章 自動車運送事業
第九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する事項につき行政官のした処分不服のある者は、訴願をすることができ、

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。
一 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）
（一）一般乗合旅客自動車運送事業
（二）一般貨物自動車運送事業
（三）一般積合貨物自動車運送事業
（四）一般貨物自動車運送事業
二 特定自動車運送事業（特定の

者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業

(一) 特定乗合旅客自動車運送事業

(二) 特定貨物旅客自動車運送事業

(三) 特定積合貨物自動車運送事業

(四) 特定貨切貨物自動車運送事業

(五) 特定貨切貨物自動車運送事業

(六) 特定貨切貨物自動車運送事業

(七) 特定貨切貨物自動車運送事業

(八) 特定貨切貨物自動車運送事業

(九) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十一) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十二) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十三) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十四) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十五) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十六) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十七) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十八) 特定貨切貨物自動車運送事業

(十九) 特定貨切貨物自動車運送事業

(二十) 特定貨切貨物自動車運送事業

(二十一) 特定貨切貨物自動車運送事業

(二十二) 特定貨切貨物自動車運送事業

法人の役員に前二号の一に掲げる事由のあるとき。

五 事業を經營しようとする者の資力信用が不十分なため事業の確実な經營が著しく困難であると認められるとき。

六 当該事業の經營に因り公共の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附随運送)

第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附随して物品を運送することができ。

(運賃及び料金)

第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運送契約)

第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、運送契約を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

運送契約においては、少くとも運賃、料金その他の運送条件及び運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

(運送条件及び運送契約の公示)

第十六條 運賃、料金その他の運送条件及び運送契約は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

(運送開始)

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運送を開始しなければならない。

專用自動車道を開設して自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

なければならぬ。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運送を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を延長することができ。

(公共の福祉に反する行為の禁止)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることができ。

(運送引受義務)

第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 当該運送に關し旅客又は荷送人から特別な負担を求められたとき。

二 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三 天災その他やむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。

四 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当な事由のあるとき。

(物品運送の順序)

第二十條 物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならない。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

(事業計画等の変更)

第二十一條 自動車運送事業者は、事業計画、運送契約又は專用自動車道の工事方法を變更しようとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運賃及び料金)

第二十二條 自動車運送事業における自動車の使用、運送施設の整備その他運送に關し必要な事項及び経理の合理化、帳簿書類の整理保存その他會計に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(運送に關する協定)

第二十三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは通運事業者と連絡運送若しくは共同經營に關する契約その他運送に關する協定をし、又はこれを變更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業改善の命令)

第二十四條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができ。

一 事業計画、運賃、料金その他の運送条件、運送契約又は專用自動車道の工事方法を變更すること。

二 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運送、共同經營又は運送に關する協定をすること。

三 旅客又は物品の運送に關する損害につき保険に付すること。

四 前各号に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

前項第二号の場合において、その実施方法又は各事業者が取得し若しくは負担すべき金額につ

き協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に対し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができ。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第二十五條 第二十三條の認可を受けて行つ正当な行為及び前條第一項(他の運送事業者又は通運事業者との連絡運送、共同經營及び運送に關する協定に關する部分に限る。)の規定による命令によつて行つ正当な行為には、昭和二十二年法律第五十四号の規定を適用しない。

(運送に關する命令)

第二十六條 主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送条件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止することができ。

主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品の運送の順序を定め、これによるべきことを命ずることができ。

(名義の利用、事業及び車両の貸借並びに事業の管理の受委託)

第二十七條 自動車運送事業者の名義は、自動車運送事業を經營するため他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

自動車運送事業は、これを賃借してはならない。

自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の貸渡については、主務大臣の許可を受けなければならない。

前項の管理の委託及び受託に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する会社の合併又は解散に關する株主總會若しくは社員總會の決議若しくは総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(地方公共団体の区域内における乗合旅客自動車運送事業)

第二十九條 主務大臣は、事業区域が市京都市の区に存する区域内又は政令の定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一條、第十四條、第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項又は前條第三項、第二項若しくは第五項の規定による処分をするには、都府市長又は当該市長の意見を徴しなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 許可又は認可を受けた事項を故意に実施しないとき。

三 前二号の場合を除いて、公共の福祉に反する行為をしたとき。

四 事業經營の不確実又は資産状態の著しい不良その他の事由に因り事業を継続するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失ふ。

一 第十七條第一項の期間内に運輸を開始しないとき。

二 第十七條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

三 第十七條第二項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

四 事業の廃止の許可を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二條 特定自動車運送事業には、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條(事業計画に關する部分を除く)、第二十八條第五項及び前條の規定を適用しない。

特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならない。

届け出なければならない。この場合においては、免許は、事業の廃止の届出があつた時にその効力を失ふ。

第四章 輕車両運送事業

(事業に關する届出)

第三十三條 輕車両運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を具えて行政廳に届け出なければならない。事業計画を変更しようとするときも同様とする。

第三十四條 輕車両運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政廳に届け出なければならない。

一 他の運送事業者と連絡運轉若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを變更したとき。

二 事業を譲り受けたとき。

三 会社の合併又は解散があつたとき。

四 相続に因る事業の承継があつたとき。

五 事業を休止し、又は廃止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五條 輕車両運送事業者が公共の福祉に反する行為をしたときは、行政廳は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができる。

(運用規定)

第三十六條 輕車両運送事業には、第十八條及び第二十四條乃至第二十六條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十七條 自動車道事業を經營し

ようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

(一般自動車道の使用料金)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を受けるときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を延長することができる。

第四十條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。

前項の期間の伸長には、前條第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道に關する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、行政廳の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、予め土地の占有者にその通知をしなければならない。

第一項の規定による立入又は使用に因つて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく事業者においてこれを補償しなければならない。

前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用に因り通常生ずべき損害とする。

第三項の規定による補償については、協議が調わないときは、行政廳は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る補償金額に不服のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受けるべき者を被告とする。

(自動車道の供用開始)

第四十二條 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければならない。その供用を開始してはならない。

(一般自動車道の供用義務)

第四十三條 自動車道事業者は、命令の定める正当な事由のある場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計画及び工事方法の変更)

第四十四條 自動車道事業者は、事業計画又は一般自動車道の工事方法を變更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(自動車道の構造、設備及び管理)

第四十五條 自動車道の構造、設備及び管理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

ける事項を命ずることができる。

一 事業計画又は一般自動車道の使用料若しくは工事方法を変更すること。

二 一般自動車道又はその附属物件の改善をすること。

(免許の失効)

第四十七條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失ふ。

一 第三十九條第一項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

二 第三十九條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

三 事業の廃止の許可を受けたとき。

(準用規定)

第四十八條 自動車運送事業には、第十六條(運送条件に関する部分に限る。)、第二十二條(会計に関する部分に限る。)、第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定を準用する。

(自動車道に接続する道路等の建設)

第四十九條 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鉄道、軌道、索道等を建設しようとするときは、自動車運送事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことができない。

主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があるとき、自動車運送事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の供用又は変更を命ずることができる。

前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、

申請に因りこれを裁定する。自動車運送事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車運送事業

(事業の經營)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車運送事業を經營しようとするときは、当該事業は、主務大臣に協議をしなければならない。

國において經營する自動車運送事業及び自動車運送事業には、第十六條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條乃至第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條(第十六條の規定の準用に関する部分を除く。)、の規定を適用しない。

(罰則)

第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を繼續することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき事業を繼續することができなくなつたときも同様とする。

第七章 自家用自動車の使用

(有償運送の禁止及び貸賃の制限)

第五十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車(以下自家用自動車と称する。以下同様)は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。

自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。

(使用の制限及び禁止の処分)

第五十三條 主務大臣は、自家用自動車(命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。)(以下自家用自動車と称する。以下同様)の使用がこの法律の目的に照らし適正でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第八章 車両

(車両の検査)

第五十四條 自動車及び旅客の運送の用に供する軽車両(以下旅客軽車両と称する。以下同様)は、命令の定めるところにより、使用に適合する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政廳の検査を受けなければならない。

行政廳は、前項の検査の結果車両が使用に適合すると認めるときは、命令の定めるところにより、車両検査証を交付し、且つ、車両番号を指定しなければならない。

第一項の規定する車両は、命令の定めるところにより、車両検査証を備え付け、且つ、指定された車両番号を表示したものでなければ、これを使用してはならない。

車両検査証及び車両番号の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

車両検査証の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(車両の整備)

第五十五條 自動車及び旅客軽車両については、命令の定める整備を

しなければならない。

行政廳は、前項に規定する車両が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができる。

行政廳は、前項の規定による命令に従わない者に当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査証の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができる。

(自動車の登録)

第五十六條 自動車を所有する者は、当該自動車につき行政官廳の登録を受けなければならない。

行政官廳は、前項の登録を申請した者が当該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録証を交付しなければならない。

自動車運轉するには、当該自動車の自動車登録証を携帯しなければならない。

本條に定めるものの外、登録並びに自動車登録証の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 罰則

第五十七條 第十一條又は第三十七條の規定に違反して事業を經營した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第二十七條第一項又は第二十八條(第四十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者も同様とする。

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項(第四十八條において準用する場合を含む。)(の認可を受けずに事業を

二 第三十條(第四十八條において

て準用する場合を含む。)(の規定による停止の処分違反した者

三 第四十二條又は第五十六條第一項の規定に違反した者

第五十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第五條の規定により附した條件又はその条件に基いてした処分に違反した者

二 第六條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

三 第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十四條、第十五條第一項、第十九條乃至第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第二十八條第五項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第三十三條、第三十八條、第四十三條、第四十四條又は第五十二條の規定に違反した者

五 第十八條第三項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十四條第一項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十六條第三十六條において準用する場合を含む。)(第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分に違反した者

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて發する命令に違反した者

七 第五十六條第三項の規定に違反した者

監督行政と現業行政の分離による再整備については、十分その意を体して措置すべき旨の答弁があつたのでございませう。尚道路運送委員会の設置地、組織及び委員の資格、任免、任期、報酬等、重要事項については、政令によらず本法において規定すべきこと、並びに本法の施行期日は法律を以て規定すべきことを申入れましたところ、この点についても政府の同意を得た次第でございます。

運輸及び交通委員会は衆議院よりこの法案の送付を受け、審議いたしましたところ、同院における修正案は、私共と殆んど意見を同じくしたものでありまして、その概要を申述べますと、次の通りであります。

第一、道路運送法案第三條と第四條の表題を併合し、第三條の表題を「行政廳」に改めること、

第二、第四條を次のように改めること
第二項「この法律中主務大臣とあるのは、自動車運送事業に關しては、運輸大臣及び内務大臣、その他に關しては、この法律に別段の定めがある場合を除いて、運輸大臣とする。」

第三項「この法律において行政官廳の職權に屬させた事項の一部で都府縣の区域内又は政令の定める道の区域の区域内におけるものを掌理させるため、都府縣廳の所在地、札幌市、函館市、室蘭市、帯広市、釧路市、北見市及び旭川市に道路運送監理事務所を置く。」

第三項「前項の道路運送監理事務所中特定の道路運送監理事務所は、前項に規定する事項の外、政令の定めるところにより、この法律において行政官廳の職權に屬させた事項の一部で一定の区域内における二以上の都府縣の区域又は二以上の前項に規定する政令の定める道の区域にわたるもの、その他の事項を掌理することができる。」

「前二項に規定するものの外、道路運送監理事務所に關し必要な事項は、政令でこれを定める。」

第五項「この法律に規定する主務大臣の職權の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従ひ、各々その号に定める下級の行政廳に委任することができる。」
「一 第三章及び第七章に規定する職權については道路運送監理事務所長」
「二 第五章に規定する職權については道路運送監理事務所長及び都府縣知事」

第六項 第四章、第五章及び第八章に規定する行政廳は、政令の定める場合を除いて、左の各号に定める区分による。」
「一 貨物自動車運送事業に關する事項及び自動車に關する第八章に規定する事項については道路運送監理事務所長」
「二 旅客自動車運送事業に關する事項及び旅客自動車に關する第八章に規定する事項については都府縣の長又は市町村長」

「三 自動車道の工事のために土地の立入及び使用に關する事項については都府縣知事」

第三 第八條の一部を次のように改めること「同條第二項止」とする。を「とし、地方道路運送委員會は、第四條第三項に規定する一定区域ごとにこれを置く。」に改め、同條中第二項の次に次の十項を加えること「中央道路運送委員會は、委員八人を以て、地方道路運送委員會は、委員若干人を以てこれを組織する。」

「道路運送委員會に委員の互選による委員長を置く。」
「中央道路運送委員會の委員は、地方道路運送委員會の委員長を以てこれに充て、地方道路運送委員會の委員は、各都府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを命ずる。」

「前項の各都府縣知事の推薦すべ

き人員は、都府縣にあつては二人、北海道にあつては若干人とする。」
「官吏又は役員であつた者は、その退職後一年間は道路運送委員會の委員となることができない。」
「道路運送委員會の委員の任期は、三年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任されることを妨げない。」
「道路運送委員會の委員は、在職中道路運送委員會の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他の金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。」

「道路運送委員會の委員は、在職中道路運送委員會の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他の金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。」

「道路運送委員會の委員が現に經營中の道路運送事業につき著しい經濟的な利害關係を有し、又は道路運送事業に關し他の者と競争的若しくは對立的立場にあると認められる場合において、当該道路運送委員會においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。」

「道路運送委員會の委員が心身の故障のため職務を執ることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に對し不正の行爲をしたと認められる場合において、当該道路運送委員會においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。」

「道路運送委員會の委員の報酬及び旅費については、命令でこれを定める。」

二、同條第三項中「意見を徴し」の下に「その意見を尊重し」を加え、同項を第十三項とし、以下一項ずつ繰り下げる。

三、同條原案第七項中「第三項」を「第十三項」に改め、同條末項中「組織及び」を「組織」に改め、「委員の資格及び任期を定めること。」

第四、第二十三條乃至第二十五條中

「通運事業者」を「小運送業者」に改めること。
第五、附則第一條を次のように改めること。
第二項「第一條乃至第三條、第四條第二項乃至第四項及び第六項（第八章に關する部分に限る）、第六條（車両の所有及び使用に關する部分に限る）、第七條、第九條、第五十四條乃至第五十六條、第五十九條第三号第三号第六号第七号、第六十條、第六十一條、附則第三條第一項（昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令に關する部分に限る）並びに第四條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。」

第二項「第八條の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、運費及び料金に關する法令の立案、制定及び改正に關する第八條第十三項第一号の施行の期日は、物價統制令が効力を失う日の翌日とする。」

第三項「前二項の規定により施行する規定以外の規定は、昭和二十三年三月十五日から、これを施行する。但し、第二十九條中第十四條の規定による処分に關する部分の施行の期日は、物價統制令が効力を失う日の翌日とする。」

第六、附則に次の一條を加えること。
第十條 第八條の規定施行後最初にその地位に就く道路運送委員會の委員の任期は、政令の定めるところにより、これを二年未満に短縮することができる。」

次に、詳細は速記録を御覽願ひことといたしまして、委員會における質疑應答の主なるものを要約して申し上げます。

先づ一委員から、この法案において第十條において自動車運送事業を

一般自動車運送事業と特定自動車運送事業とに区分してあるが、この兩者の間には社會的公共性に厚薄があるし、又一般自動車運送事業の間においても、バスとハイヤー、タクシーは公共性から見て差異があるが、その監督規定を見ると、おの／＼の業種につき區別を設けていない。これは実情に副わないのではないかと質問がありましたが、これに對し政府から、各業種別の実情に照し、十分注意して規定の運用をして行くつもりであるという答弁がありました。

次に第十二條に關し、自動車運送事業の免許基準を、どうして法律に規定しないかという質問に對し、政府から、免許基準は、各地方の状況に應じて決めるべきであつて、法律で全國一律に規定することは困難であるので、道路運送委員會に諮つてこれを定め、これを一般に公示するという答弁でありました。

又戦時中自動車運送事業について統合が行われたが、その統合体は今後どうするつもりであるか。一府縣一會社制はよくないかと思ふがどうか。という質問に對し、政府から、統合体については、企業集中の程度や独占の程度を十分調査研究して、適當に是正して行くつもりであり、今後は必ずしも一府縣一會社制は採らないという答弁でありました。又國營自動車に關する規定については、國營自動車の進出は民業圧迫にはならないかという質問に對し、政府から、國營自動車路線の開闢については、民業との摩擦を極力避ける方針であるし、又その開設については、道路運送委員會の意見を十分尊重するつもりであるとの答弁がございました。

又國內自動車工業の將來をどうするかという質問に對し、政府から、國內交通事情に應じた車種及び燃料の見地から、我が國情に應じた自動車工業の育

成を遂げて行きたいという答弁がござい
ました。又自動車に關し、運輸省は
從來監督行政と現業とを一本で行なつ
て来たが、これには種々弊害がある。
これを分離する意思はないかといふ
質問に対し、政府から、自動車監督行
政部門と自動車現業部門を截然と區別
すべきであるという意見は従前から廣
く唱えられて来たのであつて、政府と
してもこの方針で進んでおるといふ答
弁でありました。又自動車運送行政と
道路行政とは不可分の關係があるが、
道路行政を運輸省に移管する考えはな
いかといふ質問に対し、政府から、道
路は一種の交通施設であるし、自動車
運送行政と道路行政とを合せて行ひの
でなければ、自動車の発達を期するこ
とは困難である。政府はこの点につい
て、目下慎重に研究中であるとの趣旨
の答弁がございました。

その他種々重要な質疑が熱心に繰
返されました。討論に入りましては
が、小野委員から、衆議院における修
正案は、かねて本委員会において政府
に要望して来たところとは同一であ
り、又衆議院とも連絡を取つて参つた
ものでありますので全面的に賛成であ
る。ただこの法案に賛意を表するに當
り、本法の施行につきましても、政府
に對し、特に次のことを要望したいと
の発言がありました。一、自動車を中
心とする道路運送事業の育成につき、
強力な施策を採られることは、誠に意
を強うするところであるが、資材の確
保その他自動車工業の発達等について
も、運輸省としては今後十分の努力を
いたされたい。二、尚これに關する監
督行政の力を強化して、現業と監督と
とを分離し、行政体系を整備せられた
ことは、誠に結構であるが、新らしい機
構を設けたことにより、能率的運
営を図るよう、特に留意をせられた
い。三、道路運送委員会を設置し、道
路運送行政の民主化につき、全く新ら

しい制度を採り入れられたことについ
ては、誠に時宜に適したことを思う。
これが運営については、種々苦勞もあ
るが、その使命達成につき、格別の
努力を拂われたいというのでございま
した。

次で丹羽委員から、この法案につい
ては、衆議院の修正案に賛成である
の発言がございました。採決に入りま
したところ、全会一致を以て可決いた
告しました。

以上を以て審議の経過及び結果の報
を終りたいと存じます。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を請います。
(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の
順序を変更して、日程第四の諸願及び
日程第一〇一より第一〇六までの陳情
を一括して議題とすることに御異議ご
ざいせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長長の報告を求めま
す。治安及び地方制度委員長吉川末次郎
君。吉川委員長は席に見えないよ
うでありますから、順序を変更して、
次の日程に移ります。御異議ございま
せんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。
○議長(松平恒雄君) この際日程の順
序を変更して、日程第五より日程第七
七までの諸願及び日程第一〇七より日
程第一二六までの陳情を一括して議題
とすることに御異議ございせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。国土計画委員長赤木正雄君。
国土計画委員会諸願審査報告書
第三号

一 議院の會議に付するを要するも
の、
第十八号 小名濱港修築に關する
諸願

第十九号 廣島縣下の砂防工事
緊急実施に關する諸願
第三十号 長野縣茶臼山地に
對策並びに岡田川改修工事に
關する諸願

第三十一号 新潟、長野兩縣下
地に對策並びに砂防工事実
施に關する諸願
第三十五号 正法寺川砂防工事
施行に關する諸願

第四十号 長谷川砂防工事に關
する諸願
第四十一号 イラスケ川砂防工
事に關する諸願

第五十二号 酒田港の災害復
旧、開港並びに海上保安基地
の設置に關する諸願
第六十一号 廣島縣嚴島町の災
害復旧工事に關する諸願

第六十五号 馬見ヶ崎川砂防工
事に關する諸願
第六十八号 砂防行政の一元化
に關する諸願

第六十九号 砂防事業補助費増
額に關する諸願
第七十号 岩國港の開港場指定
に關する諸願

第七十五号 岡山縣下の砂防工
事に關する諸願
第七十七号 吳市河川の砂防工
事施行に關する諸願
第八十号 徳島縣小松島港改良
工事に關する諸願
第八十一号 徳島縣小松島港開

港に關する諸願
第八十五号 犀川流域砂防工事
促進に關する諸願
第九十一号 岩手縣南地方の水
害對策に關する諸願

第九十号 神崎川下流防災工事
の予算増額並びに尼崎港改良
計画の実施を促進することに
關する諸願

第二百二十三号 旧老津飛行場誘
導路下流地区一帯の砂防工事
に關する諸願
第二百二十四号 瀬戸市附近砂防
施設実施に關する諸願

第二百二十五号 愛知縣下の砂防
事業費國庫補助金増額に關する
諸願
第二百二十六号 釜蓋川上流砂防
工事に關する諸願

第二百二十九号 兵庫縣柴山港改
修工事に關する諸願
第二百三十号 蔵王川砂防工事に
關する諸願

第二百三十一号 大谷川砂防工事
に關する諸願
第二百三十四号 水無川砂防工事
促進に關する諸願

第二百五十二号 鳥取縣下の砂防
工事に關する諸願
第二百五十八号 清水港修築に關
する諸願

第二百五十九号 新潟縣西頸城郡
根知村、長野縣境の地に防止
工事を急務することに關する
諸願

第二百六十二号 下津港開港指定
に關する諸願
第二百六十七号 高橋川外六河川
並びに二河川砂防工事に關する
諸願

第二百六十八号 村松澤その他河
川の砂防工事に關する諸願
第二百九十二号 千葉縣内砂防工
事施行に關する諸願

第二百号 川治川砂防工事に關
する諸願
第二百五十九号 大分縣下の河
川砂防工事に關する諸願

第二百六十一号 野田川砂防工
事施行に關する諸願
第二百七十九号 神奈川縣箱根
地方砂防工事促進その他に關
する諸願

第二百八十六号 松山港外港修
築工事継続施行に關する諸願
第二百九十三号 富山縣下の河
川砂防工事に關する諸願

第三百十五号 別府市に國際觀
光港を新設することに關する
諸願
第三百三十二号 弘法川砂防工
事施行に關する諸願

第三百三十三号 池内川外二河
川砂防工事施行に關する諸願
第三百四十号 那賀川改修工事
促進に關する諸願

第三百五十四号 高知港の災害
復旧並びに改良工事に關する
諸願
第三百五十八号 島根縣下の河
川砂防工事施行に關する諸願

第三百六十四号 魚野川砂防工
事促進に關する諸願
第三百七十六号 天龍川改修工
事並びに流域の治山治水工事
実施に關する諸願

第三百七十八号 庄内川改修工
事促進に關する諸願
第三百八十四号 宮城縣登米郡
水害復旧に關する諸願
第三百八十九号 岩手縣膽澤郡
金ヶ崎町の水害復旧に關する
諸願

- に關する請願
第四百八号 奈川堤防工事区
域延長に關する請願
第四百八十五号 玉野市砂防工事
施行に關する請願
第四百九十二号 玉野市海岸
水門復旧に關する請願
第四百九十四号 埼玉縣大里郡
北部利根川堤防補強工事促進
に關する請願
第四百九十九号 芝川改修放水
路新設工事促進に關する請願
第四百四十六号 白川砂防工事
に關する請願
第四百七十一号 山口縣玖珂郡
内各町村の災害復旧費國庫補
助に關する請願
第四百九十一号 利根川低水工
事並びに利根川運河の改修工
事に關する請願
第五百五号 群馬縣下の水害復
旧に關する請願
第五百一十一号 入野川改修工事
促進に關する請願
第五百十六号 伏木港渡渡費國
庫補助に關する請願
第五百十八号 矢作川改修工事
促進に關する請願
第五百二十号 富士川下流東岸
災害復旧費國庫負担に關する
請願
第五百三十二号 兵庫縣下の砂
防工事施行に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告
する。
- 昭和二十二年十二月四日
國土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長 松平 恒雄
國土計画委員会 請願特別報告
第三号
小名浜港修築に關する請願
請願第十八号 新潟縣各郡小名
浜町長樋口達外一名提出
新潟縣下の砂防工事緊急実施に
關する請願
請願第十九号 廣島市廣島縣治水
砂防協會會長末永術外七十八
名提出
長野縣茶臼山地に對策並びに岡
田川改修工事に關する請願
請願第三十九号 長野縣東部縣下
井町四十六番地 黒岩六郎外
四名提出
新潟、長野兩縣下地に對策並び
に砂防工事実施に關する請願
請願第三十一号 新潟縣西頸城郡
能生谷村長 小笠原九一外六
十七名提出
正法寺川砂防工事施行に關する請
願
請願第三十五号 山形縣東村山郡
千布村長今田銀六提出
長谷川砂防工事に關する請願
請願第四十号 廣島縣加茂郡柳原
村長藤本直現提出
イラスケ川砂防工事に關する請願
請願第四十一号 廣島縣加茂郡下
黒瀬村長花房修宗提出
酒田港の災害復旧、開港並びに海
上保安基地の設置に關する請願
請願第五十二号 酒田市長本間重
三外二名提出
廣島縣嚴島町の災害復旧工事に關
する請願
請願第六十一号 廣島縣嚴島町長
宮郷忠兵衛提出
馬見ヶ崎川砂防工事に關する請願
請願第六十五号 馬見ヶ崎川治水
協力會會長山形市長鈴木重乾提
出
砂防行政の一元化に關する請願
請願第六十八号 鳥取縣内島取
縣議會議長中山吉雄提出
砂防事業補助費増額に關する請願
請願第六十九号 鳥取縣内島取
縣會議長中山吉雄提出
岩國港の開港指定に關する請願
請願第七十号 岩國市長津田彌吉
外二名提出
岡山縣下の砂防工事に關する請願
請願第七十五号 岡山縣英田郡栗
井村長山本太能外二百二十二
名提出
吳市河川の砂防工事施行に關する
請願
請願第七十七号 吳市長末永術外
一名提出
德島縣小松島港改良工事に關する
請願
請願第八十号 德島縣小松島町長
川田基一外五名提出
德島縣小松島港開港に關する請願
請願第八十一号 德島縣小松島町
長川田基一外五名提出
尾川流域砂防工事促進に關する請
願
請願第八十五号 長野縣南安曇郡
安曇村長川上榮外二十六名提
出
岩手縣南地方の水害對策に關する
請願
請願第九十一号 岩手縣縣内岩手
縣會議長村上順平提出
神崎川下流防災工事の予算増額並
びに尼崎港改良計画の実施を促進
することに關する請願
請願第一百号 尼崎市長六島誠之
助提出
旧老津飛行場誘導路下流地区一帯
の砂防工事に關する請願
請願第一百二十三号 豊橋市長大竹
康知提出
瀬戸市附近砂防施設実施に關する
請願
請願第一百二十四号 愛知縣瀬戸市
長加藤章外四名提出
愛知縣下の砂防事業費國庫補助金
増額に關する請願
請願第一百二十五号 豊橋市長大竹
康知外十四名
逢妻川上流砂防工事に關する請願
請願第一百二十六号 愛知縣西加茂
郡學母町長渡邊敏吉外二名提
出
兵庫縣紫金山港改修工事に關する請
願
請願第一百二十九号 兵庫縣城崎郡
口佐津村長龍本勇一郎外十五
名提出
藏王川砂防工事に關する請願
請願第一百三十号 山形縣南村山郡
中川村長加藤勝藏外二名提出
大谷川砂防工事に關する請願
請願第一百三十一号 相生市長岩田
源吾外三名提出
水無川砂防工事促進に關する請願
請願第一百三十四号 神奈川縣中郡
秦野町長望月永三郎外八名提
出
鳥取縣下の砂防工事に關する請願
請願第一百五十二号 鳥取縣八頭郡
若櫻町大字若櫻町長太田善太
郎外五十八名提出
清水港修築に關する請願
請願第一百五十八号 清水市長清水
港振興會會長山本正治外五名提
出
新潟縣西頸城郡根知村、長野縣松
の地に防止工事を急務することに
關する請願
請願第一百五十九号 西頸城郡根知
村長金平弘遠外一名提出
下津港開港指定に關する請願
請願第一百六十二号 和歌山縣海草
郡下津町長中西久太郎外二十
六名提出
高橋川外六河川並びに二河口砂防
工事に關する請願
請願第一百六十七号 靜岡縣駿東郡
●愛鷹村長長倉幹郎外十名提出
村松沢その他河川の砂防工事に關
する請願
請願第一百六十八号 桐生市長前原
一治外六十名提出
千葉縣内砂防工事施行に關する請
願
請願第一百九十二号 千葉縣安房郡
會呂村長石井道雄外四十二名
提出
川治川砂防工事に關する請願
請願第二百号 新潟縣中魚沼郡川
治村長村山謙吉外七十一名提
出
大分縣下の河川砂防工事に關する
請願
請願第二百五十九号 大分縣知事
細目徳藏外二十五名提出
野田川砂防工事施行に關する請願
請願第二百六十一号 京都府與謝
郡石川村長白須重右衛門提出
神奈川縣新井地方砂防工事促進そ
の他に關する請願
請願第二百七十九号 小山原市長
佐藤謙吉外十二名提出
松山港外港修築工事繼續施行に關
する請願
請願第二百八十六号 松山市長安
井雅一提出
富山縣下の河川砂防工事に關する
請願
請願第二百九十三号 富山縣下新
川郡宮崎村長折谷芳樹外六十
九名提出
別府市に國際觀光港を新設するこ
とに關する請願
請願第三百十五号 別府市長脇鉄
一外二名提出
弘法川砂防工事施行に關する請願
請願第三百三十二号 福知山市長
竹内孝夫提出
池内川外二河川砂防工事施行に關
する請願
請願第三百三十三号 舞鶴市長柳
田秀一提出
那賀川改修工事促進に關する請願
請願第三百四十号 德島縣那賀郡
大野村長中道初次提出
高知港の災害復旧並びに改良工事
に關する請願
請願第三百五十四号 高知市中島
町一〇番地野老山齊外五名
提出
島根縣下の河川砂防工事施行に關
する請願

請第三百五十八号 島根縣知事
原夫次郎外四十六名提出
魚野川砂防工事促進に関する請願
請第三百六十四号 新潟縣南魚
沼郡六日町長雲尾東岳外十七
名提出
天龍川改修並に流域の治山治水
工事実施に関する請願
請第三百七十六号 長野縣下伊
那郡松尾村大字松尾七五二八
番地澤澤治雄提出
庄内川改修工事促進に関する請願
請第三百七十八号 名古屋市中
区南外堀町六〇一番地松下好
次提出
宮城縣登米郡水害復旧に関する請
願
請第三百八十四号 宮城縣登米
郡佐沼町長直理風篠外十六名
提出
岩手縣膽澤郡金ヶ崎町の水害復旧
に関する請願
請第三百八十九号 岩手縣膽澤
郡金ヶ崎町長佐藤信一外二十
名提出
川上川砂防工事施行に関する請願
請第三百九十一号 岐阜縣惠那
郡坂下町長吉林新六外三十四
名提出
鬼怒川上流改修工事に関する請願
請第四百号 茨城縣議會議長菊
田七平提出
渡良瀬川改修工事に関する請願
請第四百四号 足利市長木村淺
七外一名提出
奈曾川堤防工事区域延長に関する
請願
請第四百八号 秋田縣由利郡上
郷村長齋藤菊枝外一名提出
玉野市砂防工事施行に関する請願
請第四百十五号 玉野市長太田
尚衛外一名提出
玉島溜川海岸水門復旧に関する請
願

請第四百二十二号 岡山縣淺口
郡玉島町長安藤嘉助提出
埼玉縣大里郡北部利根川堤防補強
工事促進に関する請願
請第四百三十四号 埼玉縣大里
郡深谷町長安部彦平外十九名
提出
芝川改修放水路新設工事促進に関
する請願
請第四百三十九号 川口市長大
泉寛三外十名提出
白川砂防工事に関する請願
請第四百四十六号 山形縣最上
郡西小國村長佐藤啓輔外三百
十名提出
山口縣玖珂郡内各町村の災害復旧
費國庫補助に関する請願
請第四百七十一号 山口縣玖珂
郡玖珂町長原田正直外十六名
提出
利根川低水工事並に利根川運河
の改修工事等に関する請願
請第四百九十一号 茨城縣知事
友末洋治提出
群馬縣下の水害復旧に関する請願
請第五百五号 群馬縣佐渡郡三
郷村長齋藤信作外四十三名提
出
入野川改修工事促進に関する請願
請第五百一十一号 廣島縣加茂郡
西高屋村長増原実外二十二名
提出
伏木港渡渡費國庫補助に関する請
願
請第五百十六号 高岡市長武田儀
八郎提出
矢作川改修工事促進に関する請願
請第五百十八号 愛知縣岡崎市
康生町二六〇番地竹内宗治外
二十名提出
富士川下流東岸災害復旧費國庫負
担に関する請願
請第五百二十号 靜岡縣富士郡
富士町長鈴木長太郎提出

兵庫縣下の砂防工事施行に関する
請願
請第五百三十二号 神戸市長小
寺謙吉外百五名(外五十八件)
提出
右六十九件の請願は内閣に送付する
を要するものと審議決定した。よつ
て別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十二年十二月四日
國土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長松平恒雄
意見書案
那賀川改修工事促進に関する請願
請願者 徳島縣那賀郡大野村長
中道初次提出
庄内川改修工事促進に関する請願
請願者 名古屋市中区南外堀町
六〇一番地松下好次提出
鬼怒川上流改修工事に関する請願
請願者 茨城縣議會議長菊田七
平提出
埼玉縣大里郡北部利根川堤防補強
工事促進に関する請願
請願者 埼玉縣大里郡深谷町長
安部彦平外十九名提出
芝川改修放水路新設工事促進に関
する請願
請願者 川口市長大泉寛三外十
名提出
利根川低水工事並に利根川運河
の改修工事等に関する請願
請願者 茨城縣知事友末洋治提
出
入野川改修工事促進に関する請願
請願者 廣島縣加茂郡西高屋村
長増原実外二十二名提出
矢作川改修工事促進に関する請願
請願者 愛知縣岡崎市康生町二
六〇番地竹内宗治外二十名提
出
右の請願は
いづれも我が國における最近の洪水
の被害にかんがみ河川改修の促進或
は着手を要望したものであつて参議

院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実
現に努力せられたい。ここに國会法
第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
小名濱港修築に関する請願
請願者 福島縣名城郡小名濱町
長樋口通外一名提出
酒田港の災害復旧、開港並に海
上保安基地の設置に関する請願
請願者 酒田市長本間重三外二
名提出
徳島縣小松島港改良工事に関する
請願
請願者 徳島縣小松島町長川田
基一外五名提出
神崎川下流防災工事の予算増額並
びに尼崎港改良計画の実施を促進
することに關する請願
請願者 尼崎市長六島誠之助
兵庫縣柴山港改修工事に関する請
願
請願者 兵庫縣城崎郡口佐津村
長龍本勇一外十五名提出
清水港修築に関する請願
請願者 清水市長清水港振興會
長山本正治外五名提出
松山港外港修築工事繼續施行に関
する請願
請願者 松山市長安井雅一提出
別府市に國際觀光港を新設するこ
とに関する請願
請願者 別府市長脇鐵一外二名
提出
高知港の災害復旧並に改良工事
に関する請願
請願者 高知市中島町一〇番
地野老山齊外五名提出
伏木港渡渡費國庫補助に関する請
願

請願者 高岡市長武田儀八郎提
出
右の請願は
いづれも港灣修築の繼續並に擴
充、災害復旧の完成、港内土砂の國
庫補助による浚渫、或は國際觀光港
の新設等を要望したものであつて
参議院は、願意の大体は妥當なもの
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ
が実現に努力せられたい。ここに國
会法第八十一條により別冊を送付す
る。
昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
岩國港の開港指定に関する請願
請願者 岩國市長津田彌吉外二
名提出
徳島縣小松島港開港に関する請願
請願者 徳島縣小松島町長川田
基一外五名提出
下津港開港指定に関する請願
請願者 和歌山縣海草郡下津町
長中西久太郎外二十六名提出
右の請願は
いづれもその後方生産地域の輸出入
諸貨物が待機の姿勢にあり、港灣施
設も他の開港場に比してそん色がな
いから、國家經濟再建のため、開港
に指定せられたいとの趣旨であつて
参議院は、願意の大体は妥當なもの
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ
が実現に努力せられたい。ここに國
会法第八十一條により別冊を送付す
る。
昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
廣島縣嚴島町の災害復旧工事に關
する請願
請願者 廣島縣嚴島町長宮郷忠
兵衛提出

岩手縣南地方の水害対策に関する請願
請願者 岩手縣内岩手縣會議
長村上郎平提出
宮城縣米郡水害復旧に関する請願
請願者 宮城縣登米郡佐沼町長
宮城縣外十六名提出
岩手縣登米郡金ヶ崎町の水害復旧に関する請願
請願者 岩手縣登米郡金ヶ崎町長佐佐木信一外二十名提出
玉島川海岸水門復旧に関する請願
請願者 岡山縣瀬口郡玉島町長安藤嘉助提出
山口縣玖珂郡内各町村の災害復旧費國庫補助に関する請願
請願者 山口縣玖珂郡玖珂町長原田正直外十六名提出
群馬縣下の水害復旧に関する請願
請願者 群馬縣佐波郡三郷村長齋藤佑作外四十三名提出
富士川下流東岸災害復旧費國庫負担に関する請願
請願者 静岡縣富士郡富士町長鈴木長太郎提出

右の請願は
いずれも災害復旧工事の迅速な完遂と、國庫補助の増額を要望したものであつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
砂防行政の一元化に関する請願
請願者 鳥取縣内鳥取縣議會
議長中田吉雄提出
右の請願は
鳥取縣の河川は、こゝ配急なるため

上流各所に崩壊があり、その被害少からぬものがある。これら河川の砂防工事は根本対策であるが、けい流砂防と山腹砂防とがそれぞれ内務農林兩省に分割されてゐるため計画に綜合性を欠くので、兩省の治水關係を一元化して、各般の工事を推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
砂防行政の一元化に関する請願
請願者 鳥取縣内鳥取縣議會
議長中田吉雄提出
右の請願は
鳥取縣の河川は、こゝ配急なるため

砂防行政の一元化に関する請願
請願者 鳥取縣内鳥取縣議會
議長中田吉雄提出
右の請願は
鳥取縣の河川は、こゝ配急なるため

砂防事業補助費増額に関する請願
請願者 鳥取縣内鳥取縣會議
長中田吉雄提出
岡山縣下の砂防工事に関する請願
請願者 岡山縣英田郡栗井村長山本太鶴外二百二十二名提出
吳市河川の砂防工事施行に関する請願
請願者 吳市長末永術外一名提出
出
單川流域砂防工事促進に関する請願
請願者 長野縣南安曇郡安曇村長村上榮外二十六名提出
旧老津飛行場舊導路下流地区一帯の砂防工事に関する請願
請願者 長野縣市長大竹藤知提出
瀬戸市附近砂防施設実施に関する請願
請願者 愛知縣瀬戸市長加藤章外四名提出
愛知縣下の砂防事業費國庫補助金増額に関する請願
請願者 豊橋市長大竹藤知外四名提出
逢妻川上流砂防工事に関する請願
請願者 愛知縣西加茂郡幸母町長渡辺武吉外二名提出
藏玉川砂防工事に関する請願
請願者 山形縣南村山郡中川村長加藤勝藏外二名提出
大谷川砂防工事に関する請願
請願者 相生市長岩田源吾外三名提出
水無川砂防工事促進に関する請願
請願者 神奈川縣中郡奈野町長望月永三郎外八名提出
鳥取縣下の砂防工事に関する請願
請願者 鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻町長太田善太郎外百五十八名提出
新潟縣西頸城郡根知村、長野縣境の地七丁防止工事を急務することに関する請願

高橋川外六河川並びに二河口砂防工事に関する請願
請願者 静岡縣駿東郡愛鷹村長長谷部外十名提出
村松澤その他河川の砂防工事に関する請願
請願者 桐生市長前原一治外六名提出
千葉縣内砂防工事施行に関する請願
請願者 千葉縣安房郡會呂村長石井道雄外四十二名提出
川治川砂防工事に関する請願
請願者 新潟縣中魚沼郡川治村長村山謙吉外七十一名提出
大分縣下の河川砂防工事に関する請願
請願者 大分縣知事細目德壽外二十五名提出
野田川砂防工事施行に関する請願
請願者 京都府與謝郡石川村長白須重右衛門提出
神奈川縣箱根地方砂防工事促進その他に関する請願
請願者 小田原市長佐藤謙吉外十二名提出
富山縣下の河川砂防工事に関する請願
請願者 富山縣下新川郡宮崎村長折谷芳恒外六十九名提出
弘法川砂防工事施行に関する請願
請願者 福知山市市長竹内正夫提出
池内川外二河川砂防工事施行に関する請願
請願者 舞鶴市長柳田秀一提出
鳥根縣下の河川砂防工事施行に関する請願
請願者 鳥根縣知事原夫次郎外百四十六名提出
魚野川砂防工事促進に関する請願
請願者 新潟縣南魚沼郡六日町長雲尾東岳外十七名提出

天龍川改修並びに流域の治山治水工事実施に関する請願
請願者 長野縣下伊那郡松尾村大字松尾七五二八番地鹽澤治雄提出
川上川砂防工事施行に関する請願
請願者 岐阜縣惠那郡坂下町長吉林新六外三十四名提出
渡良瀬川改修工事に関する請願
請願者 足利市長木村茂七外一名提出
奈曾川堤防工事区域延長に関する請願
請願者 秋田縣由利郡上郷村長齋藤菊藏外一名提出
玉野市砂防工事施行に関する請願
請願者 玉野市長太田尚衛外一名提出
白河砂防工事に関する請願
請願者 山形縣最上郡西小國村長佐藤啓輔外三十名提出
兵庫縣下の砂防工事施行に関する請願
請願者 神戸市長小寺謙吉外百二名(外五十八件)提出

右の請願は
いずれも本年の大水害にかんがみ砂防工事の促進あるいは着手を要望したものであつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
國土計画委員會請願審査報告書第四号

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

一議院の會議に付するを要するもの。
請第百二十号 大山國立公園の地域擴張に関する請願
請第百四十四号 荒川改修工事に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

國土計画 赤木 正雄

參議院議長松平恒雄殿

國土計画委員會請願特別報告第四号

大山國立公園の地域擴張に関する請願

請願者 島根縣會議長松平恒雄殿

荒川改修工事に関する請願

請願者 熊谷市長鴨田宗一外二名(外一件)提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月五日

國土計画 赤木 正雄

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

大山國立公園の地域擴張に関する請願

請願者 島根縣會議長松平恒雄殿

外四十四名提出

右の請願は

縣内の風土、名勝、中環等を背景に

新に創案をめぐらし、豊富な諸資源

の活用による産業の振興と併せて観

光事業の実施化を計るため、縣民の総

意によつて「國立公園島根觀光地区

建設期成同盟」を組織したが觀光事

業は祖國繁榮の一と考ふるから、こ

の際、大山國立公園地域を雲道湖、

隠岐方面及び三瓶山並に其の周辺

迄擴張されたいとの趣旨であつて參

議院は、願意の大体は妥當なものな

りと思ふ。よつて内閣は鏡意これが

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

荒川改修工事に関する請願

請願者 熊谷市長鴨田宗一外二

百七十一名(外一件)提出

右の請願は

熊谷市荒川堤防はさきに新堤の構

築が完成を見ず終戦直前工事中止さ

れたため、去る九月十五日の大出水

に際し、堤防の危険にさらされた

が、地元民必死の努力で幸うじてく

ひ止め得た。然し今後出水の際、一

朝該堤防決壊し、場合は、該市はも

ち論、附近村落及び下流北埼玉の穀

倉地帯の被害が測り知れないので、

新堤の完成工事を速かに着手されたいとの趣旨であつて參議院は願意の

大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鏡意これが実現に努力せられた。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

國土計画委員會請願特別報告第五号

一議院の會議に付するを要するも

の。

請願者 濱坂港灣修築に関する請願

請願者 熊谷市長鴨田宗一外二

百七十一名(外一件)提出

右の請願は

熊谷市荒川堤防はさきに新堤の構

築が完成を見ず終戦直前工事中止さ

仲山茂義外六十六名提出

北海道厚田港の船入主築設に関する請願

請願者 厚田村長酒井寛道提出

郡厚田村長酒井寛道提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月五日

國土計画 赤木 正雄

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

濱坂港灣修築に関する請願

請願者 兵庫縣美方郡濱坂町長

仲山茂義外六十六名提出

右の請願は

兵庫縣美方郡濱坂町は往時において

は但馬近海の有力漁港であつたが、

近年港灣改修後より取り残され、

連年の風水害を受け、船泊場は荒廢

し、漁船は他港に避難する有様である。

また日本海に面して、北の風浪が激しいため冬の間は現在の港灣では操業不可能であるに鑑み、現港灣を濱坂港の西側に計画し、將來は但馬における唯一の商港をも計画して

いるから、これが港灣の一大改良工事を實施されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鏡意これが実現に努力せられた。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

北海道厚田港の船入主築設に関する請願

請願者 北海厚田郡厚田村長

酒井寛道提出

右の請願は

厚田港は札幌留萌線の要地であり、

又厚田岩見澤の分岐点にあつて、にしん漁場の重要港であるが、にしん漁獲期は春の初めで、風浪激しいため築港不備の本村においては毎年五百万円を下らない漁獲物を空しく遺棄流失している状態である。又多期陸上交通の困難と、港内碇泊不能のため物資の供給杜絶し著しく本村の開発を阻害しているから、再度行はれた港灣の測量調査に基づき折衝費をもつて本港の船入主築設せられた。よつて内閣は鏡意これが実現に努力せられた。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

國土計画委員會請願特別報告第二号

一、議院の會議に付するを要するもの。

陳第百六十九号 全國主要道路の整備に関する陳情

陳第百二十七号 鳥取縣小川川、荒金川砂防工事に関する陳情

陳第百七十七号 鈴鹿川水系砂防工事促進に関する陳情

陳第百八十五号 第二百七十六号 山陽國道改良促進に関する陳情

陳第百九十七号 第三百二二号、第三百九十七号 今秋秋田縣下の水害復旧に関する陳情

陳第百六十四号 島根縣の昭和十八年風水害復旧耕地事業補助金増額に関する陳情

陳第百六十六号 宮谷川砂防工事費國庫補助に関する陳情

陳第百七十号 吳市河川の砂防工事施行に関する陳情

陳第百八十四号 千代川砂防工事に関する陳情

陳第百九十六号 大森、正光阿川砂防工事に関する陳情

陳第百四十七号 今秋岩手縣下の水害復旧対策に関する陳情

陳第百八十四号 梨ヶ原川砂防工事に関する陳情

陳第百九十九号 茨城縣多賀郡高森町内國道改修工事に関する陳情

陳第百四十八号 治山治水対策に関する陳情

陳第百八十五号 熊野岸岩の地震つなみ被害地復旧に関する陳情

陳第百七十七号 戸栗川砂防工事に関する陳情

陳第百九十九号 東北地方水害対策に関する陳情

陳第百五十九号 砂防施設の恒久対策実施に関する陳情

陳第百六十五号 茨城縣下の災害復旧に関する陳情

陳第百八十号 今秋山形縣下の水害対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

國土計画 赤木 正雄

參議院議長松平恒雄殿

全國主要道路の整備に関する陳情

陳第百六十九号 全國主要道路の整備に関する陳情

陳第百二十七号 鳥取縣小川川、荒金川砂防工事に関する陳情

陳第百七十七号 鈴鹿川水系砂防工事促進に関する陳情

陳第百八十五号 第二百七十六号 山陽國道改良促進に関する陳情

陳第百九十七号 第三百二二号、第三百九十七号 今秋秋田縣下の水害復旧に関する陳情

陳第百六十四号 島根縣の昭和十八年風水害復旧耕地事業補助金増額に関する陳情

陳第百六十六号 宮谷川砂防工事費國庫補助に関する陳情

陳第百七十号 吳市河川の砂防工事施行に関する陳情

陳第百八十四号 千代川砂防工事に関する陳情

陳第百九十六号 大森、正光阿川砂防工事に関する陳情

陳第百四十七号 今秋岩手縣下の水害復旧対策に関する陳情

陳第百八十四号 梨ヶ原川砂防工事に関する陳情

陳第百九十九号 茨城縣多賀郡高森町内國道改修工事に関する陳情

陳第百四十八号 治山治水対策に関する陳情

陳第百八十五号 熊野岸岩の地震つなみ被害地復旧に関する陳情

陳第百七十七号 戸栗川砂防工事に関する陳情

陳第百九十九号 東北地方水害対策に関する陳情

陳第百五十九号 砂防施設の恒久対策実施に関する陳情

陳第百六十五号 茨城縣下の災害復旧に関する陳情

陳第百八十号 今秋山形縣下の水害対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

國土計画 赤木 正雄

參議院議長松平恒雄殿

全國主要道路の整備に関する陳情

陳第百六十九号 全國主要道路の整備に関する陳情

陳第百二十七号 鳥取縣小川川、荒金川砂防工事に関する陳情

陳第百七十七号 鈴鹿川水系砂防工事促進に関する陳情

陳第百八十五号 第二百七十六号 山陽國道改良促進に関する陳情

陳第百九十七号 第三百二二号、第三百九十七号 今秋秋田縣下の水害復旧に関する陳情

陳第百六十四号 島根縣の昭和十八年風水害復旧耕地事業補助金増額に関する陳情

防工事促進通合会橋村長池田
光治郎外五名提出
山陽國道改良促進に関する陳情
陳第四百八十五号 山陽國道改良
連合期成同盟會長廣島市長濱
井信三外一名提出
陳第四百七十六号 山口縣山陽
國道改良期成同盟會長徳山市
長長谷川藤七提出
今次秋田縣下の水害地区復旧促進
に関する陳情
陳第四百七十五号 秋田縣雄勝郡湯
澤町長佐藤吉治外十八名提出
陳第四百七十四号 秋田縣議會議長
京野孝之助提出
陳第四百七十三号 秋田縣立横
手高等女學校二年島津陸外三
百四十八名外三百四十八件提出
鳥根縣の昭和十八年風水害復旧耕
作地事業補助金増額に関する陳情
陳第四百六十四号 鳥根縣知事
原夫次郎提出
宮谷川砂防工事費國庫補助に關す
る陳情
陳第四百六十六号 兵庫縣美作
郡沼津町長仲山茂義提出
吳市河川の砂防工事施行に關する
陳情
陳第四百七十号 吳市長末永術
提出
千代川砂防工事に関する陳情
陳第四百八十四号 鳥取縣氣高
郡明治村長加藤富次提出
大森、正光兩川砂防工事に関する
陳情
陳第四百九十六号 廣島縣佐伯
郡沖村長松下室一外十一名提
出
今次岩手縣下の水害復旧対策に關
する陳情
陳第四百四十七号 岩手縣町村
長會長下飯坂元提出
梨ヶ原川砂防工事に関する陳情
陳第四百八十四号 兵庫縣赤穂
郡船坂町長古谷美提出
茨城縣多賀郡高森町内國道改修工

事に関する陳情
陳第四百九号 茨城縣多賀郡高
森町長宮田厚提出
治山治水対策に関する陳情
陳第四百八十八号 前橋市曲輪
町群馬縣森林協會會長北野重雄
提出
熊野沿岸の地震つなみ被害地復旧
に関する陳情
陳第四百八十五号 三重縣北
牟婁郡尾鷲町長岩城柳外六名
提出
戸栗川砂防工事に関する陳情
陳第四百七十七号 山梨縣南巨摩
郡陸合村長笠井孝外二十八名
提出
東北地方水害対策に関する陳情
陳第四百十九号 仙臺市茂市ヶ
坂八ノ一宮城地方經濟復興會
議長宮城吉五郎提出
砂防施設の恒久対策実施に關する
陳情
陳第四百五十九号 福岡縣議會
議長長島利雄提出
茨城縣下の災害復旧に関する陳情
陳第四百六十五号 茨城縣知事
友末洋治提出
今次山形縣下の水害対策に關する
陳情
陳第四百八十号 山形縣知事村
山道雄提出
右二十三件の陳情は内閣に送付する
を要するものと審議決定した。よつ
て別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十二年十二月五日
閣下計画委員長 赤木 正雄
參議院議長松平恒雄

外一名提出
陳情者 山口縣山陽國道改良期
成同盟會長徳山市長 長谷川
藤七提出
茨城縣多賀郡高森町内國道改修工
事に関する陳情
陳情者 茨城縣多賀郡高森町長
宮田厚提出
右の陳情は
いずれも交通上最も重要な道路の改
修促進を要するものであつて參議
院は、願意の大体は妥當なものなり
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実
現に努力せられたい。ここに國會議
法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
鳥取縣小田川、荒金川砂防工事に
關する陳情
陳情者 鳥取縣岩美郡小田村長
竹内定吉外三名提出
鈴鹿川水系砂防工事促進に關する
陳情
陳情者 鈴鹿川流域砂防工事促
進通合會村長 池田光治郎
外五名提出
宮谷川砂防工事費國庫補助に關す
る陳情
陳情者 兵庫縣美作郡沼津町長
仲山茂義提出
吳市河川の砂防工事施行に關する
陳情
陳情者 吳市長末永術提出
千代川砂防工事に関する陳情
陳情者 鳥取縣氣高郡明治村長
加藤富次提出
大森、正光兩川砂防工事に関する
陳情
陳情者 廣島縣佐伯郡沖村長松
下室一外十一名提出
梨ヶ原川砂防工事に関する陳情
陳情者 兵庫縣赤穂郡船坂村長
古谷美提出
戸栗川砂防工事に関する陳情

陳情者 山梨縣南巨摩郡陸合村
長笠井孝外二十八名提出
砂防施設の恒久対策実施に關する
陳情
陳情者 福岡縣議會議長長島利雄
提出
右の陳情は
いずれも今次の大水害にかんがみ、
砂防工事の促進、工事費國庫補助、
或は砂防施設恒久対策の実施を要
したものであつて參議院は、願意の
大体は妥當なものなりと思ふ。よつ
て内閣は鋭意これが実現に努力せら
れたい。ここに國會議法第八十一條に
より別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
今次秋田縣下の水害地区復旧促進
に関する陳情
陳情者 秋田縣雄勝郡湯澤町長
佐藤吉治外十八名提出
陳情者 秋田縣議會議長 京野
孝之助提出
陳情者 秋田縣立横手高等女學
校二年島津陸外三百四十八名
(外三百四十八件)提出
鳥根縣の昭和十八年風水害復旧耕
地事業補助金増額に関する陳情
陳情者 鳥根縣知事 原夫次郎
提出
今次岩手縣下の水害復旧対策に關
する陳情
陳情者 岩手縣町村長會長 下
飯坂元提出
熊野沿岸の地震つなみ被害地復旧
に関する陳情
陳情者 三重縣北牟婁郡尾鷲町
長 岩城柳外六名提出
東北地方水害対策に関する陳情
陳情者 仙臺市茂市ヶ坂八ノ一
宮城地方經濟復興會議長 宮
城吉五郎提出

茨城縣下の災害復旧に關する陳情
陳情者 茨城縣知事 友末洋治
提出
今次山形縣下の水害対策に關する
陳情
右の陳情は
いずれも災害地の復旧促進或は災害
対策の樹立等を要するものであつ
て參議院は、願意の大体は妥當なも
のなりと思ふ。よつて内閣は鋭意こ
れが実現に努力せられたい。ここに
國會議法第八十一條により別冊を送
付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
治山治水対策に関する陳情
陳情者 前橋市曲輪町群馬縣森
林協會會長 北野重雄提出
右の陳情は
治山治水根本対策として、森林治水
事業並びに災害防止造成事業の拡充
強化を要するものであつて參議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに國會議法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿
意見書案
「赤木正雄君發言、拍手」
○赤木正雄君 只今議題になりました
請願並びに陳情に対する委員會の経過
並に結果を御報告いたします。各種の
工事の施行に關する請願並びに陳情に
對して、これが採択する方針は過日本
會場において申上げたところと何ら変
りありません。
那賀川改修工事促進に関する請願、
庄内川改修工事促進に関する請願、鬼
怒川上流改修工事に関する請願、埼玉
縣大里郡北部根川堤防補強工事促進

次に、大山國立公園の地域擴張に關する請願。伯耆の大山國立公園地域に、これと余り遠くない島根縣の宍道湖、隠岐及び三瓶山等の周辺を入れる

ことは、これらの土地が名勝史蹟等を多分に持つ点から見ても安当と考へまして、これを採択の上政府に送付すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 吉川末次郎君が議席に見えましてから、この際日程の順序を変更して、日程第四の請願及び日程第一〇より第一〇六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を認めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。

治安及び地方制度委員会請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。
請願第二百二十八号 兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様とすることに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月四日

治安及び地方
制度委員長 吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

治安及び地方制度委員会請願特別報告第一号
兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様

とすることに關する請願
請願第二百二十八号 兵庫縣武庫郡魚崎町長山路久治郎外六名提出
右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十二年十二月四日

治安及び地方
制度委員長 吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案
兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様とすることに關する請願
請願者 兵庫縣武庫郡魚崎町長山路久治郎外六名提出

右の請願は
兵庫縣武庫郡の各町村は、阪神両市の中間に介在し、且つ戰災地であり、物價に至つては、全國第一の高位を示し、生活、文化、経済、風俗及び習慣等全く阪神兩都市と等しいから、公務員の待遇、学校給食の資材、生活扶助料等について阪神兩都市、同様の取扱いをされたことの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら、ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

治安及び地方制度委員会陳情審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。
陳第二百二十三号、陳第二百五十四号 地方分権の確立に關する陳情
陳第二百二十二号、陳第二百四十二号 地方公共團體職員給与の給與に關する陳情
陳第二百三十五号 地方公共團體職員給与の追加給與補助に關する陳情

陳第二百九十号 地方官公廳職員待遇改善費國庫補助に關する陳情
陳第四百九十四号 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳第四百八十六号 町内、部落會所止後の措置に關する陳情
陳第四百九十四号 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳第四百八十六号 兵庫縣多紀郡篠山町長藤本善吉外十八名提出

陳第四百八十六号 兵庫縣多紀郡篠山町長藤本善吉外十八名提出

陳第四百八十六号 兵庫縣多紀郡篠山町長藤本善吉外十八名提出

陳第二百九十号 地方官公廳職員待遇改善費國庫補助に關する陳情
陳第四百九十四号 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳第四百八十六号 町内、部落會所止後の措置に關する陳情
陳第四百九十四号 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十二年十二月四日

治安及び地方
制度委員長 吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案
地方分権の確立に關する陳情
陳情者 宮城縣知事千葉三郎外五名提出

陳情者 社會黨栃木縣連合會委員長黒澤幸一外十四名提出

右の陳情は
最近置立てられた中央官廳の地方出張機關は、地方行政の運営を著しく阻害している現状にかんがみ、これが権限を知らるいは都道府縣に委譲せられたことの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら、ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
地方公共團體職員給与に關する陳情
陳情者 全國公共團體職員労働組合連合會執行委員長長占部秀男外一名提出

陳情者 宇部市役所労働組合臨時總會提出

陳情者 九州地方縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長長稻員

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

地方官公廳職員待遇改善費國庫補助に關する陳情
陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

右の陳情は、地方公共團體職員給与に關しては、各地方公共團體をして自治的に処理せざるというところであるが、具體策としては地方財政の現状並びに政府の一切の政策と地方財政との関連性にかんがみ、應急的には國庫補助が必要であるとの趣旨であつて、参議院は願意の大体は妥當なものと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら、ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
町内、部落會所止後の措置に關する陳情
陳情者 兵庫縣多紀郡篠山町長藤本善吉外十八名提出

右の陳情は
町内、部落會所止の結果、通知事項を揭示することとなつたが、用紙不足の折柄非常に困難しているから、政府において適當な方法を講ぜられたことの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら、ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
地方分與稅の追加分與増額その他に關する陳情
陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

陳情者 全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎提出

右の陳情は、地方財政の現状は、戦災による財源の喪失、物價と消費に伴う財政需要の増大等によつて、甚しく窮乏している上に、地方團體に對する國家事務委任の不適當、災害復旧費に對する財源措置の不適當、地方債の消化不振等のため、更に困難度を深めていく現状であるから、地方財政の自主性を強化して、地方分與税の追加額等の措置をとられたことの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられた。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 前に議長より御指名がありました際に、委員會開會中のごさいますと、その席におらなかつたことを深くお詫言上げたいと存じます。

只今議題となりました請願一件及び陳情八件につきまして、一括して本委員會におきます審議経過につきまして御報告申上げたいと存するのであります。

先ず兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様とすることに關する請願について申上げます。この請願は山口政五郎君の紹介に係り、兵庫縣武庫郡魚崎町長山路久治郎君外六名の提出されたものでございまして、その趣旨をいたしますところでは、兵庫縣武庫郡の各町村は阪神両市の中間に介在いたしまして、且つ戦災を被り、生活、文化、經濟、風俗及び習慣等全く阪神両都市と等しく、物價に至つては全國第一の高位を示しているにも拘わらず、公務員の待遇、学校給食の資材、生活扶助料などい

ずれも阪神両都市に及ばず、又青果物指定地も一部を除かれては有様であるから、阪神両都市同様の取扱ひを速かに実施せられたことの願意であります。本委員會は紹介議員及び政府當局より説明を聴取いたし、慎重審議いたした結果、この請願は採択して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。引続きまして陳情八件について御報告申上げますが、便宜内容類似的ものをばそれ／＼一括して申上げたいと存じます。

先ず第一は、地方分權の確立に關する宮城縣知事千葉三郎君外五名提出のもの、並びに社會黨栃木縣連合會委員長黒澤幸一君外十四名提出のもの二件でございます。これはいずれも最近中央官廳の地方機關が日を送うて新設せられていくが、これは地方行政の運営を阻害し、且つこれがため地方自治體は却つて國家に對し責任を遂行し得ないという結果を來して來るもので、今後十分慎重考慮の上、その權限を知事或いは都道府縣に委譲せられたことの趣旨でございます。本委員會はこれにつきましての審議を重ねました結果、大體におきまして妥當と思はれますので、國會法第八十一條によりまして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。

第二は地方公共團體職員給與に關するところの事項を内容とした陳情でございます。全國公共團體職員労働組合連合會執行委員長占部秀男君外一名提出、その他二件の陳情につき御報告申上げます。これはいずれも地方財政の現状並びに政府の一切の政策と地方財政との關連性に鑑み、國庫補助の充實を圖られたことの趣旨でございます。本委員會におきましては、願意は大體妥當なものと思はれましたので、第一に申上げましたものと同様これを内閣に送付することと決定いたしました次第でございます。

次に第三には、町村部落會議廢止後の措置に關する兵庫縣多紀郡篠山町長藤本善吉君外八名提出にかかります陳情について申上げます。その趣旨をいたしますところは、町内部落會議廢止の結果、通知事項を指示することとなつたけれども、用紙不足の折衝非常困難を講ぜられた。この趣旨でございます。本委員會は願意は大體妥當と思はれますので、これも同様内閣に送付すべきものである。このように決定いたしました次第でございます。

最後に第四といたしましては、地方分與税の追加分與増額その他に關する全國都道府縣知事會議の代表であります東京都知事安井誠一郎君提出の陳情につきまして御報告申上げたいと存じます。これは、地方財政の現状は戦災による財源の喪失、物價騰貴等に伴う財政需要の増大等によつて、甚だしく窮乏している上に、地方團體に對する國家事務委任の不適當、災害復旧費に對する財源の措置の不的確、地方債の消化不振、こういうことのため、更にその困難度を深めておる現状であるから、地方財政の自主性を強化して地方分與税の追加分與増額というような事項を圖つて貰いたいというところの趣旨でございます。我々の委員會は、この陳情の趣旨はこれ亦大體妥當と思はれますので、前に申しました陳情と同様、内閣に送付すべきものと決定いたしましたような次第でございます。

以上請願及び陳情の只今議題となりました案件につきまして、委員會の審議の結果を御報告申上げた次第でございます。〔拍手〕

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君） 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長（松平恒雄君） この際、日程の順序を変更して、日程第七八、第七九の請願及び日程第一二七、第二七八の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。文化委員會理事金子洋文君。

文化委員會請願審査報告書第三号

一議院の會議に付するを要するもの。

請第五百九十五号 象頭山を史蹟名勝天然記念物保存法により指定することに関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

文化委員長 山本 勇造
參議院議長松平恒雄殿

文化委員會請願特別報告第三号
象頭山を史蹟名勝天然記念物保存法により指定することに関する請願
請第五百九十五号 香川縣仲多度郡琴平町長細川秀雄外一名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月五日

文化委員長 山本 勇造
參議院議長松平恒雄殿

意見書案
象頭山を史蹟名勝天然記念物保存法により指定することに関する請願

請願者 香川縣仲多度郡琴平町長細川秀雄外一名提出

右の請願は金刀比羅宮鎮座地象頭山は全山神休林として古來みだりに伐採せず一大自然林となり全國の崇拜を蒙つて、また其勝地として知られてきたが、終戦後大々的に盜伐が行われ、ために信仰並に觀光地として発達してきてある有様であるが、神社自身は之を防止し保護する力もないのでこの際名勝天然記念物として指定していただきたことの趣旨であつて、參議院は文化的にも極めて意義あるものと認める。よつてここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

文化委員會請願審査報告書第四号
一議院の會議に付するを要するもの。
請第四百六十二号 官設展覽會に書を加ふることに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

文化委員長 山本 勇造
參議院議長松平恒雄殿

文化委員會請願特別報告第四号
官設展覽會に書を加ふることに關する請願
請第四百六十二号 東京都目黒区赤足一四六九財團法人日本書道美術院會長尾上八郎外一名提出

○議長(松平恒雄君) 日誌第八〇より
日誌第九一までの諸議を一括して議題
とするに御異議ございませんか。
(異議なしと仰る者あり)
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。運輸及び交通委員会理事小野哲
君。

運輸及び交通委員会諸議審査報
告書第二号(続)
一 議院の会に付するを要するも
の。
請第百十四号 愛媛縣宇和郡
宇和町、八幡濱市間に國營自
動車の運輸を開始することに
關する請願

請第百十六号 高知縣香美郡
山田、大橋間國營自動車を開
ノ内まで延長並びに二自動車
道路開設に關する請願

請第百九十四号 福島縣安達郡
二本松、浪江町間に國營自
動車の運輸を開始することに
關する請願

請第百九十九号 松本、長野
市間に國營自動車に關する
運輸を開始することに關する
請願

請第百七十七号 富山縣東礪波郡
城端、西赤尾間に國營トラッ
クの運輸を開始することに關
する請願

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百九十九号 下呂、飯田町
駅間に國營自動車の運輸を開
始することに關する請願
請第百九十八号 茂木、御前
山間の國營バスの運輸を水戸
市まで延長することに關する
請願
請第百九十九号 水戸市、波
崎町間並びに鹿島、千葉縣佐
原町間に國營バスの運輸を
開始することに關する請願
請第百六十六号 岐阜市、根尾村
間に國營バスの運輸を開始す
ることに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和二十二年十二月三日
運輸及び交通 板谷 順助
委員長
參議院議長松平恒雄殿

運輸及び交通委員会諸議特別報
告第二号(続)
愛媛縣宇和郡宇和町、八幡濱市
間に國營自動車の運輸を開始す
ることに關する請願

請第百十四号 愛媛縣宇和郡
宇和町長 渡邊百三十八名
提出

高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出
請第百六十六号 高知縣香美郡
山本茂提出

請第百九十九号 長野縣東築
摩郡本郷村大字淺間三六四番
地 降旗徳彌外九名提出
富山縣東礪波郡城端、西赤尾間に
國營トラックの運輸を開始するこ
とに關する請願
請第百七十七号 富山市長 尾山
三郎外十四名提出
八戸線久慈駅、岩泉町間に國營自
動車の運輸を開始することに關す
る請願
請第百三十七号 岩手縣九戸郡
久慈町長 山内寛文外九名提
出
德島縣穴吹駅、白地間に國營自
動車の運輸を開始することに關する
請願
請第百三十八号 德島縣三好郡
三野町長 藤本兼太郎外一名
提出
川棚、有田町間に國營自動車の
運輸を開始することに關する請願
請第百三十八号 長崎縣東彼
杵郡川棚町長 中尾榮太郎外
六名提出
下呂、飯田町間に國營自動車の
運輸を開始することに關する請願
請第百九十九号 岐阜縣惠那郡
坂下町長 吉村新吉外十七名
提出
茂木、御前山間の國營バスの運輸
を水戸市まで延長することに關す
る請願
請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡岩船村長 岡本彦治外八
十名(外六件)提出
水戸市、波崎町間並びに鹿島、千
葉縣佐原町間に國營バスの運輸
を開始することに關する請願
請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

請第百三十八号 德島縣三好郡
三野町長 藤本兼太郎外一名
提出
川棚、有田町間に國營自動車の
運輸を開始することに關する請願
請第百三十八号 長崎縣東彼
杵郡川棚町長 中尾榮太郎外
六名提出

下呂、飯田町間に國營自動車の
運輸を開始することに關する請願
請第百九十九号 岐阜縣惠那郡
坂下町長 吉村新吉外十七名
提出
茂木、御前山間の國營バスの運輸
を水戸市まで延長することに關す
る請願

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡岩船村長 岡本彦治外八
十名(外六件)提出
水戸市、波崎町間並びに鹿島、千
葉縣佐原町間に國營バスの運輸
を開始することに關する請願

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

請第百九十九号 茨城縣東茨
城郡磯崎町長 河上秀雄外百
七十二名(外二件)提出

岐阜市、根尾村間に國營バスの運
輸を開始することに關する請願
請第百六十六号 岐阜市長 東前
豊外八名提出
右十二件の請願は内閣に送付するを
要するものと審査決定した。よつて
別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十二年十二月三日
運輸及び交通 板谷 順助
委員長
參議院議長松平恒雄殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

請願者 長崎縣東彼杵郡川棚町
長中尾榮太郎外六名提出
下呂、飯田町間に國營自動車の
運輸を開始することに關する請願
請願者 岐阜縣惠那郡坂下町長
吉村新吉外十七名提出
茂木、御前山間の國營バスの運輸
を水戸市まで延長することに關す
る請願
請願者 茨城縣東茨城郡岩船村
長岡本彦治外八十名(外六件)
提出
水戸市、波崎町間並びに鹿島、千
葉縣佐原町間に國營バスの運輸
を開始することに關する請願
請願者 茨城縣東茨城郡磯崎町
長河上秀雄外百七十二名(外
二件)提出
岐阜市、根尾村間に國營バスの運
輸を開始することに關する請願
請願者 岐阜市長東前豊外八名
提出

請願者 長崎縣東彼杵郡川棚町
長中尾榮太郎外六名提出
下呂、飯田町間に國營自動車の
運輸を開始することに關する請願
請願者 岐阜縣惠那郡坂下町長
吉村新吉外十七名提出
茂木、御前山間の國營バスの運輸
を水戸市まで延長することに關す
る請願

請願者 茨城縣東茨城郡岩船村
長岡本彦治外八十名(外六件)
提出
水戸市、波崎町間並びに鹿島、千
葉縣佐原町間に國營バスの運輸
を開始することに關する請願
請願者 茨城縣東茨城郡磯崎町
長河上秀雄外百七十二名(外
二件)提出

岐阜市、根尾村間に國營バスの運
輸を開始することに關する請願
請願者 岐阜市長東前豊外八名
提出

右の請願は
その地方の運輸交通の需要に對し自
動車輸送力が不足して居るから、こ
れを改善するために、國營自動車の
運輸を開始せられたいとの趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。但し民營自動車事
業が存在することであるから先ず民
營を強化して地方の要望にこたえる
ことが必要であると思ふ。よつて内
閣はこの線にそつて鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

意見書案
高知縣香美郡山田、大橋間國營自
動車を同ノ内まで延長並びに二自
動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田山村会
議長 山本茂提出
右の請願は
その地方の運輸交通の需要に應ずる
ため國營自動車の延長運輸を要する
と共にそのために道路を開設し改
修を促進してほしいという趣旨であ
つて參議院は、願意の大体は安當な
ものなりと思ふ。よつて内閣は地方
財政の状況とも見合せてこれが実現
に努力せられたい。ここに國會法第
八十一條により別冊を送付する。
昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣片山哲殿

間は國營自動車運轉を開始することに関する請願

請願者 愛媛縣東宇和郡野村町 長渡道三十八名提出
松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願

請願者 長野縣東筑摩郡本郷村 大字淺間三六四番地降旗徳彌 外九名提出
八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願

請願者 岩手縣九戸郡久慈町長 山内堯文外九名提出
徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願

請願者 徳島縣三好郡三野町長 藤本兼太郎外一名提出
右の請願は

その地方の運輸交通の需要に對する自動車運轉の不足を改善せられたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。但し民營國營のいずれが適當であるかを十分研究の上速かにその地方の自動車運轉の増進を要する必要があると思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

「小野哲君登壇、拍手」
○小野哲君 只今議題となりました請願第六十六号外十二件についての運輸及び交通委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本日御報告いたしますものはすべて自動車運輸関係のものばかりでありまして、これに関する政府の方針に關

しては、昨日御報告のものと同様でありますので、重複を避けて省略して頂きたいと存じます。

先ず請願第六十六号は、高知縣香美郡山田、大橋間の國營自動車を、同内まで延長運轉の要項であります。その前提として道路の改修が必要であるから、これを促進して欲しい。その他二つの幹線道路を自動車の交通に差支のないように改修せられたいという趣旨でありまして、政府から、縣道の改修は、それら、關係の向て促進中であり、國營自動車の延長運轉は、道路の改修と相俟つて実施を研究中であるといふことであつた。審議の結果、國營自動車の延長運轉は、道路改修を俟つて実施を要することとし、これを内閣に送付すべきものと議決いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第六十四号、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第二百四十九号、松本、長野市間外四路線に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十七号、八戸線久慈駅、岩手町間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百十八号、徳島縣吹吹、白地間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願であります。が、紹介議員の熱心な御説明及び政府の意見を聴取し、慎重に審議の結果、これら各地方は、自動車運轉が不足しておるから、政府は民營、國營のいずれが適當であるかを研究の上、速かに当該地方の自動車運轉の増進を要するべきであるとして、これを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

西赤尾間に國營トラックの運轉を開始することに関する請願、同じく第三百八十五号、川棚、有田両駅間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百九十号、下呂、飯田両駅間に國營自動車の運轉を開始することに関する請願、同じく第三百九十八号、茂木、御前山間の國營バスの運轉を水戸市まで延長することに関する請願、同じく第三百九十九号、水戸市、波崎町間並びに鹿島、千葉縣佐原町間に國營バス運轉を開始することに関する請願、同じく第四百六号、岐阜市、根尾村間に國營バスの運轉を開始することに関する請願は、慎重に審議の結果、これらの地方は、いずれも自動車運轉の不足が認められるが、政府は先ずこれらの地方にはいづれも相當の民營自動車事業が營業中であるから、これを育成強化して、地方の要望に即ちようすることが必要であるとの意見を附し、これを内閣に送付することを要するものと、全員一致議決いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第九二より第一〇〇までの請願及び日程第二二九より第一三八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員会理事伊藤保平君。

財政及び金融委員会請願審査報告第一号

一議院の會議に付するを要するもの。
請願第三十八号 中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願

請願第四十号 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願
請願第二十二号 會計検査人法制定に関する請願
請願第二十九号 自給製塩制度存続に関する請願
請願第三十二号 物品免稅點の引上げ等に関する請願
請願第三十六号 生業資金貸付に関する請願
請願第三十七号 庶民金融機構の確立に関する請願
請願第四十八号 物納せる耕地の公租公課に関する請願
請願第五十一号 慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相稅稅法等を改正することに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月三日
財政及び金融 黒田 英雄
参議院議長松平恒雄殿

財政及び金融委員会請願特別報告第一号
中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願

請願第三十八号 東京都千代田区神田松下一九番地新谷要蔵提出
企業再建整備法並びにこれに伴う

諸施策に関する請願
請願第四十号 東京都港区三田四國町二番地日本電氣内鈴木二郎提出
會計検査人法制定に関する請願
請願第二十二号 大阪府北区宗是町大坂ビル日本計理検査協合理事長木村禎橋提出
自給製塩制度存続に関する請願
請願第三十二号 水戸市北三ノ丸茨城縣縣内大内竹之助外二千四百九十五名提出
物品免稅點の引上げ等に関する請願
請願第三十六号 福島縣若松市榮町二二番地會津若松商工会議所会頭林平藏外一名提出

生業資金貸付に関する請願
請願第三十七号 東京都中央区築地三丁目一番地本願寺内阿部勇外二名提出
庶民金融機構の確立に関する請願
請願第四十八号 東京都中央区築地三丁目一番地本願寺内阿部勇外二名提出
物納せる耕地の公租公課に関する請願
請願第五十一号 新潟縣西蒲原郡吉田町大字吉田今井洞流外十六名提出
慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相稅稅法等を改正することに関する請願
請願第五十四号 東京都千代田区三年町一番地ノ二財團法人日本社会事業協會長中川翠提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月三日

一〇九四

財政及び金 黒田 英雄
副委員長 松平 恒雄
参議院議長 松平 恒雄

意見書案

中古衣類の公定価格を廃止することに関する請願

請願者 東京都千代田区神田松

下町一九番地新谷要蔵提出

右の請願は
中古衣類に対する現行公定価格と査定制度は左記の諸理由で不可であるから即時この制度を撤廃されたい。
理由一、公定価格があるため供給者たる竹の子生活者が苦しむ購買者が利得する。
二、中古衣類の品質、品種上、及び査定制度は到底不可能。
三、現行が地区別に違つて、高價な地域へ偏在している。
四、季節に添つた品物が、その時に出現しない。
という趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願

請願者 東京都港区三田四國町

二番地日本電氣内鈴木二郎提出

右の請願は
平和的民主的経済体制をつくりあげ再建整備法は、その制定の趣旨に反し、闇とインフレによる生産の停滯、実質賃金の低下、設備資材の阻退

蔵、中小企業の圧迫となり、國民生活は破壊され、労働者は働こうとして働けず、経営は正当な生産を以て成り立たない状況にあるから、全人民の生活安定と完全就業 あらゆる生産施設と資材の全面的活用により、經濟復興を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

会計検査人法制定に関する請願

請願者 大阪市北区宗是町大阪

ビル日本計理検査協合理事長

木村福橋提出

右の請願は
税務代理士法の施行されている今日計理士法は、無きに等しい状態であるから等るこれを廃して、検査計理士法等の如き國際的水準による会計検査人法を制定して第三者による商業界の民主的発達とその國際的信用増進を企圖することが、日本産業再建上必要であるから、会計検査人法を制定されたいという趣旨であつて政府においても目下これを考慮中とのことである。参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

自給製塩制度存続に関する請願

請願者 水戸市北三ノ丸茨城縣
藩内大内竹之助外二千四百九十五名提出

意見書案

右の請願は
政府は本年七月の閣議決定をもつて、自給製塩制度を廃止する方針を決定し、補助金交付を打ち切つたが、國內生産の現状、及び輸入見通しの不安定、また自給製塩従業員の多くが引揚者、復員者である事実を鑑み、本制度を一挙に廃止することは、重大な影響を及ぼすから、当分の間存続せられたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

物品税免税点の引上げ等に関する請願

請願者 福島縣若松市榮町二三

一番地會津若松商工会議所会

頭林平藏外一名提出

意見書案

右の請願は
原料難をはじめ運賃、労賃の大幅値上げにより相当高額に販賣しなければ收支償わぬ状態である漆器の実賣價格に対する物品税五割課税は非常な過重であるので、若松市内漆器事業者一千五百余戸の生計は危機にひんしているから、若松市將來のために免税点を三百四程度引上げると共に税率を二割に引下げられたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

生業資金貸付に関する請願

請願者 東京都中央区築地三丁

目一番地本願寺内阿部勇外二名提出

右の請願は
生業資金の貸付は資金難のため昨年来全國的に申込の受付を中止している現状であつて、海外引揚者及びその他の失業者が正常なる國民生活へ復帰しようとしても生業資金難のためその目的を達しない状態にあるから、早急に資金の拡充を図り事業による自力更正者の資金助成の徹底を期せられたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

庶民金融機構の確立に関する請願

請願者 東京都中央区築地三丁

目一番地本願寺内阿部勇外二名提出

右の請願は
多くの中小業者は資金難のため発展を阻まれ又引揚者、復員者等は大なる失業者は、生業開始の資金なく努力を徒費している状況であるから、庶民金融を始め商工、農林等の金融業務を整備拡充し一般庶民金融並びに生業資金貸出し制度等の積極的運営を行い中小業振興の基礎を確立されたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

物納せる耕地の公租公課に関する請願

請願者 新潟縣新潟市吉田町

大字吉田今井洞外十六名提出

右の請願は
財産税のため所有耕地を物納した者に對し登記未了のため公租公課を課せられているが、財産税によつて金がなくなつた物納者にとつてこれら税金の納入は全く困難であり仮りに小作料を徴収したとしても、現在の公租公課の高騰には堪えられないから、納税義務が完了し出来るまで小作料、米價の引上げ等につき考慮ありたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年一月一日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相続税法を改正することに關する請願

請願者 東京都千代田区三年町

一番地ノ二財團法人日本社會事業協會長中川望提出

右の請願は
終戦後の社會情勢は、私設社會事業團體の急速なる充實を必要とするにもかかわらず、その数は三千五十に激減し、しかも昨今の物價高、物資

の入手難等により深刻な難題に陥つてゐるので、その打開策として「社会事業共同基金運動」を実施することになったが、この運動は、諸願書記載の諸項目の成否に重大なる關係を有するから、同項目を實現せられたという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

財政及び金融委員會陳情書報告第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

陳情第九号 物價引下運動促進に關する陳情

陳情第九号 製造事業保持対策樹立に關する陳情

陳情第九号 中古衣類の公定價格制度を廢止することに關する陳情

陳情第九号 庶民銀行設立促進に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

昭和二十二年十二月三日

財政及び金融委員會陳情特別報告第一号

物價引下運動促進に關する陳情

陳情第九号 製造事業保持対策樹立に關する陳情

陳情第九号 中古衣類の公定價格制度を廢止することに關する陳情

陳情第九号 庶民銀行設立促進に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

會議所委員林平蔵外一名提出
竹材加工業に關する陳情
陳情第五百八十五号 島根縣松江市東明日町二八〇番地高木貞市提出

右の十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月三日

財政及び金融委員會陳情特別報告第一号

物價引下運動促進に關する陳情

陳情第九号 製造事業保持対策樹立に關する陳情

陳情第九号 中古衣類の公定價格制度を廢止することに關する陳情

陳情第九号 庶民銀行設立促進に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

陳情第九号 企業整備に關する陳情

自給製塩制度存続に關する陳情
陳情者 千葉縣自給製塩協會會長秋山盛一提出

右の陳情は、政府は本年七月の閣議決定を以て、自給製塩制度を廢止する方針を決定し、補助金交付を打ち切つたが、國內生産の現状、輸入見込の不安定、また自給製塩従業員の多くが引揚者、復員者である事実に鑑み、本制度を一挙に廢止すること、は、重大な影響を及ぼすから、當分の間存続せられたい、また天日製塩についても考慮を拂ひ、製塩制度全般につき確固たる対策を樹立されたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

庶民銀行設立促進に關する陳情

陳情者 山口縣厚生會會長岡崎茂樹提出

右の陳情は、庶民金庫を通じての生業資金の放出は、再起の熱意に燃えながら、資金入手の機会に恵まれぬ海外引揚者等にとつて何ものにもまさる救済の力であつて、當局の努力に對し感謝しているが、その財源ねん出が常に円滑を欠くこと、有限一時的であること、一人当り額が過少であること等、の難点があつて、生活再建の企圖を裏付けするのには不十分であるので、貸出の適正、生業の計画樹立、実施、維持發展、貸付金の返済回収に万全を期するよう庶民銀行を陳情書記載の様な構想により實現せられたいという趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

企業整備に關する陳情

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

陳情者 東京都中央区月島二二

次に、竹材加工工業に関する陳情、これは島根縣から出ておるのであります。竹材は國內特有の資源で無盡蔵であり、木材の不足を補う等の長所があり、建築資材として重要性を加えておる。陳情者の島根縣における工場におきましては、すでに竹材による天井板、壁板、屋根瓦等を製造してあるが、官廳の面では今日竹材工業の金融は内閣の部となつておつて融資が認められないから、本工業の重要性を考慮せられて、融資を十分に認められたい、こういう趣旨であります。

以上の請願並びに陳情につきましては、いずれも妥當なりと認めまして、委員会はこれを採択いたしましたので、政府に送付すべきものと決いたしましたのであります。以上御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第一三九、観光事業に関する調査に関する件、日程第一四〇、出閣関係法規に関する調査に関する件、以上二件を一括して議題とすることに後異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。文化委員会理事金子洋文君。

調本報告書

観光事業に関する件

右の件に關し調査を終りました。よ

つて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告します。

昭和二十二年十二月四日

文化委員長 山本 勇造

参議院議長松平恒雄殿

日本の経済的また文化的再建のために観光事業の果たす役割はきわめて大きく、その健全なる発達には國家として重大な関心を拂ふ必要がある。本問題を所管する文化委員会では昭和二十二年八月二十一日議長の承認を得て、これが調査に着手することになり、九名の委員を選んだが、これら委員は八月二十九日第一回の会合を開き、高田委員長を委員長に、岡田委員を副委員長に互選し、ここに小委員会の成立を見た。

以來小委員会の開かれること前後十回、その間廣く関係各官廳をはじめ民間團體の代表者から観光事業の実際、あるいは將來の計画について説明を聴取し、ついで観光事業に関する陳情および請願につき調査および審議を行い、最後に國會としての本事業促進に関する総合的な調査研究を行つた。観光事業のような問題は短い会期中に結論を得ることは不可能で、不斷の調査を行う必要があるのであるが、委員会としては、一應の結論として十一月二十七日小委員会の提出した調査報告を全会一致をもつて採択した。

一、陳情ならびに請願の内容に関する調査

文化委員会に付託された観光事業関係の陳情ならびに請願は今日まで八件(内陳情五件、請願三件)であつて、その中、正式に小委員会に付託されたものは三件だけであるが、小委員会では総合的調査の立場から一應全部について下調

査を行つた。これ等の陳情ならびに請願には地方的の問題もあつたが、観光事業に関する根本的政策に触れるものもあつたことを特に記述しなければならぬ。それは観光國策の確立と観光審議會の設置の二件である。

観光事業が今日わが國の経済的および文化的発展のために一層重要視されてきたことは政府國民ともに認めてゐるところであるが、しかもこの事業に対しては資材の配給においても、資金の融通においても、又官民機構においてもなお極めて不十分なものがあり、又行政官廳に散在している関係事務の間に調整統一を欠いてゐる実情が明かとなつたので、委員会はこの際請願の趣旨にそひて観光事業は國家の重要な一つとして取上げること、また観光委員会というようないかなる総合的政府機關を内閣に設けることを適當と認め、委員会に出席した政府當局者に対し強くその実現を要請した。政府側もまたこの種の委員会の設置についてはようやくその必要を悟るに至り、その実現に努めることを約した。

二、観光事業の健全な発達方途に関する調査

観光事業の実情について政府の諸機關ならびに民間の關係諸團體の代表者からの説明を聴取し、また陳情、請願の下調査を通じて、我國観光事業の健全な発達を図るために必要な措置として大體次のような見解に到達した。

(1) 保安林および風致林の保護、都市の美観、および風致地区の維持、國立公園地帯の風致の維持、都市、風致地区および鉄道沿線の廣告の取締、國宝、重要美術品、史跡、名勝、天然記念物の保存保護等についての現行諸法規を中央および地方行政官廳が特に厳正に施行することが望ましい。

(2) 農地法、戦災家屋復興計画等は観光事業の立場からその適用に除外例を設けるとか緩和するとかの方法によつて調整を図ることが望ましい。

(3) 國宝、重要美術品、史跡、名勝、天然記念物等の保存保護費、國宝重要美術品等の國家による買上の費用等のため必要な予算を重要な増額計上すること、および特殊建造物の修理用資材を確保するため國有林を利用することが望ましい。

(4) 通訳、ホテル、旅館、温泉等に関する現行取締法規を改正して、取締のためでなく、助長の面を強調する新法規を考へることが望ましい。

(5) 道路は内務省、交通機關は運輸省、宿泊施設は運輸省および厚生省、國立公園の内部施設は厚生省、衛生療養施設は厚生省、体育および文化施設は文部省、厚生省、戦災復興院等各省に分設して実施されている、観光施設関係の業務を綜合的に調整するとともに、重点的にこれを施行することが望ましい。それと同時に観光事業も有効に推進するために総合的な、そして強力な機構、例えば内閣直屬の委員会のようなものを中央に設置することが望ましい。

(6) 現在観光施設についてはその設備においては乙種、その運轉資金においては丙種産業として取扱われているが、資材および資金は観光事業の根本であるから、これを重要産業に準じて割当てることを望ましい。

(7) 観光施設費の財源として、ホテル、中央金庫その他の方法を考へることが望ましい。

(8) 青少年に対する学校教育、教材等により、又一般社會教育によつて観光事業遂行上必要な國民の文化的知識および教養の向上を図ることが望ましい。

(9) 外客誘致の宣傳には、わが國の文化、景観、資源、施設等を海外に紹介することが必要であるが、戦前と異なり、戦後は新しい立場からこれを調査研究し直す必要のあることを認める。

(10) 戦後における観光事業の再建とその積極的振興の必要ことは既に世論および実情から見て明かとなつてゐるが、しかし観光事業を眞に新生日本の重要國策として國家がこれを取上げる意思のあることが明確に表明するものでなければ官民共に具體的に事業を進め得ないというものが、現状であるから、國會はこの現状を充分認識してそのようない趣旨の意思表示を行うことが望ましい。

以上の諸点が今日の観光事業について本委員会の到達した結論である。本委員会は以上の諸点を含めた決議案をこの際採択して、院議を以つてこれを政府および國民に発表することの可否について審議したのであるが、この間觀光國策確立の請願や観光審議會の設置の請願の提出を見、政府當局の意向も明かとなつたので、院議による決議について暫らく

情勢を見てその提出を考へることとして決断案は留保することに決定した。

もとより観光事業の健全な発達については国会として今後とも更に充分の調査と研究を重ねねばならぬことは各委員一致の意見であつて、かかる調査と研究にもとづき眞に國家的政策としての観光事業の促進を図るべきであるとの結論に到達したのである。

多数意見者署名

三島 通陽 若木 勝藏
徳川 頼貞 松野 喜内
金子 洋文 來馬 琢道
三木 治朗 岩本 月洲
大隈 信幸 三好 始
高田 寛

調査報告書

出版関係法規に関する件
右の件に関し調査を終りました。よつて多数意見者の署名を附しその経過並びに結果を報告します。
昭和二十二年十二月四日

文化委員長 山本 勇造
参議院議長長平 恒雄殿

本委員会は去る八月二十八日、出版関係法規に関する調査承認要求を提出し、議長承認を得たので、小委員会を設けて、本件の調査をすすめたところ調査を終了したので、ここにその結果を報告します。

一、経過

昭和二十年九月、連合國軍最高司令部から言論の取りしめ方を撤廃すべき旨の指令に接したので、新聞紙法、出版法はその効力を失うに至つた。その結果、言論、出版は自由となり、まことに喜ばしい世の中となつたが、しかしながら、その反面において、自由の名を借りて行われる刊行物の中に、他人の名譽を傷つ

け、風俗を害するものが少からず現われるようになったことは、憂べき現象である。そこでこれを除かないかぎり、わが國における健全な言論、出版は到底望めない、と信ずる。よつて文化委員会は日本出版協会、用紙割当委員会事務局その他の関係者を招いて事情を聴取したが、問題の根源を明らかにするために、どうしても現行の法規を再吟味する必要がある。出版関係法規の調査を行うために、調査承認要求の手続をとり、新たに出版関係小委員会を設けてこれに本件の調査を付託したのである。

小委員会は七名の小委員をもつて構成され、昭和二十二年九月二十六日成立以來同年十一月十五日にいたるまで、九回の会合を重ねた。かかるに、その間またま激しい事件が起り、それを機縁として民間には著作權法の改正を要求する声が高まつたので、小委員会ではこの問題も併せて検討することになり、文部省、日本出版協会、日本新聞協会、日本著作家組合、日本ジャーナリスト連盟、日本映画連合会、文藝家協会、新日本文芸会、劇作家組合、日本放送協会、大日本音楽著作権協会、録音出版懇話会等、関係諸団体の代表者を招いて各方面に起つた紛争のいきさつや、希望を聴くと同時に、関係方面の意見を打診し、他方、民間の學者を招いて意見を求め、あるいは専門調査員ほか法制部、調査部の関係職員に事務的研究会を開かせて調査事務の進行につとめた結果、出版立法ならびに著作権法の処理について、ようやく成果を得たので、これを文化委員会にはかつたところ、委員会においては、この調査を價值のあるものと認めたので全一

致をもつて採択することに決したのである。その結果は次の通りである。

二、処理方針

その一 出版立法問題

自由をはき違えた不健全な刊行物が、これを排除しなければならぬが、そのために従来の新聞紙法や出版法の如き、取締を目的とする立法がなされるとすれば、それは再び封建的な官僚、軍閥の時代に還ることを意味する。新憲法の下では、かような立法によらないで、自由の濫用を封じ、しかも、積極的に自由を責任ある言論、出版を確保し得るような方策が講ぜられなければならない。従つて、將來は、このような要求に應ずる理想的な新聞紙法、出版法を制定すべきであるが、ただ今のところでは連合軍總司令部公布のプレス・コード(一)があるから、まずこれに従うべきであり、その他の途としては現存の諸法令を活用することが望ましい。

しかし、言論、出版の自由は、本來、國民自身の手によつて護るべきものであり、従つて、自由を傷める不健全な刊行物があれば、國民自身が進んでその防止に努力しなければならぬ。さういふ民間には、自発的にこの惡風を正そうとする氣運が見え、すでに種々の方法を講じてその実行に着手しつつあるから、この傾向を強力に推進し、あわせて現行の民法、刑法を充分に活用するならば、目的の大半は達せられると思ふ。

なお、不健全な言論、出版が跡を絶たないのは、一面においては、轉換期の社會の混亂に乘じて一部國民の間に法を輕視する風潮が強くなつたとも見られるし、また、檢察當局も自由の名を恐れて、とかく法の発

動を盛るきらいがあるからであつて、必ずしも法そのものの不備や欠陥に因るのではない。従つて、この際、法に対する一般國民の理解もしくは憲法の精神を養ふことが必要であると同時に、惡風防止に対する檢察當局の正當にして積極的な処置が望ましい。このような方針に基づき、今日当面する問題について、その対策を述べたいと思ふが、出版法、新聞紙法が死文化した現在、緊急處理を要すると思われるものに公安の維持、風俗墮落のおそれある出版物の取締、名譽汚損の救済及び正誤の四問題がある。この中、公安の維持は關係當局の責任において行われているから、ここではこの問題に触れない。

(イ) 風俗を亂す出版物の防止策としては、刑法の規定を適用することと考へられる。従来の刑法は、然百七十五條に「猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス」處分「目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ」と規定されていたが、今回の刑法改正によつて「五百圓以下ノ罰金又ハ」が「二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金若クハ」に改められ、刑罰が遙かに重くなつた。また、用紙割当委員会出版部が規定した出版用紙割当標準第二條によれば「猥褻なものは用紙の割當をしないが、或は割當を取消すことができる」になつてゐるから、この規定を充分に活かした

い。しかし、一方、民間でもその対策の必要を悟り、新聞界では自費的に新聞倫理綱領をつくつて、その実践につとめてゐるし、出版界でもこれに應じて出版綱領を立案中である。現在、さうした対策の及

ぶ範圍は必ずしも廣くはないが、すでに相當の成績を挙げつつあることは否定し得ない。従つて、刑法や用紙割當標準の諸規定を活用すると同時に、これら倫理綱領の徹底的な実践をうながすが、時宜に適合した最良の方策と考えられる。なお昭和二十二年四月一日公布の通信省令郵便規則第十五條によれば「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ墮落スルモノト認ムル文書、圖畫其他ノモノ」の通達交付を拒絶する途があるが、新郵便法案ではこのような規定は無く、ただ「法令に基き、移動又は頒布を禁止された物」は郵便物として差し出すことはできない、というように改められようとしている。しかも、その根拠たる法令は実施されてないから、實際には、新郵便法が施行されれば、郵便による風俗墮落文書等の流布を防止することはでき

(ロ) 名譽汚損も自由濫用の惡風に伴つて頻發する問題の一つであるが、これも現行民法第七百二十三條に「他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命スルコトヲ得」と規定してあるから、この規定を適用すればよい。また、従来の刑法では、第二百三十條第一項に「公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ問ハズ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」と規定されていたが、今回の刑法改正によつて、右條文の中「一年以下」は「三年以下」に「五百圓以下」は「千圓以下」に改められ、名譽毀損の刑罰も一層強化されることになつた。(二) もつとも、今回の刑法改正も國民

生活の現状に照らせば、まだ充分とは称しがたが、罰金刑の如きは、もつと重くした方がよいと思ふ。

(一) 正誤の問題が起るものは、それによつて、ある特定の個人なり團體が、名譽または信用を傷つけられる場合が多い。従つて、誤報による被害者は名譽汚損として民法第七百二十三条及び改正刑法第二百三十條の規定により適當な救済の方法を講ずることができ、特定の被害者が無い場合は、報道者みずからの良心に照らして、誤りを正すはかたないが、さいわい、新聞界では一種の記事審査機関を設け、進んで誤報の訂正につとめつた。今後、この種の機関の整備、強化をはかり、他方、これら民法、刑法の運用を怠らないならば、正誤の問題も比較的容易に解決するものと信ずる。

なお、現在の新聞紙法、出版法は新憲法の精神に添わないで全く機能停止の状態にあるから、この際これを廃止すべきである。

その二 著作権法改正の問題 著作権法の問題についても、民間では、最近種々の紛争が起り、また盛んに論議され、それに伴つて改正を要望する声が強し。それらの実情を調査してみると、中には現行法に対する認識を欠くか、もしくは契約の正当な手続や、法規の適用を怠つたために、いたずらな紛争をかもししている例が多い。このような場合は、むしろ、現行法の正しい適用で解決するのであつて、ここでも、出版立法問題の場合と同様に、まず、法に対する國民の理解が必要である。しかし、一方、現行法規にも再檢

討を要する問題が含まれていることも争えない。例えば、(イ) 著作権は著作者の死後三十年間保護されることになつてゐるが、この規定のままではいかうか。

(ロ) 著作権の適用範囲は新事業の発生に伴つて漸次拡大されてきたが、現行法は元來出版物を著作権の主要な客體として制定されたものであるから、その後発達した映画、放送等に関しては充分な規定がない。この点、改めて吟味する必要がある。

(ハ) 出版物に関する権利、義務は現行著作権法の第二章に規定されているが、これは著作権に比し出版権を輕視した取扱ひ方であるから、この際、出版権法を獨立法として制定すべきであるという意見も、一部には唱えられてゐる。その必要があるかどうか。

(ニ) 著作、出版の問題で紛争が絶えないから、そのような紛争を解決する一種の調停機関を、法律によつて設けたという希望もある。そのほか、この法律そのものが統一、明確を欠くために、いろいろ誤解を招いてゐる場合もあるであつて、紛争の中の幾分は、確かに法の不備から起つてゐる。従つて、そのような点については今後できる限り論議を盡し、また一層深く世論の動向に注意を拂つて、必要な改正の手段を講ずべきであらう。なおまた日本は遠からず國際社會の一員に加えられることを待ち望んでゐるが、わが國の著作権法も、そのような機会に、世界の進運と歩調を合せ得るよう改正されねばならない。よつて今日より理想的な日本著作権法立案のための調査を進めることが必要である。

その三 納本に関する問題 出版立法問題の審議中當面した問題に納本制がある。納本制は外國でも出版法や著作権法に取入れたり、單行法として規定したりしてゐるが、わが國では、これまで新聞紙法及び出版法の中に設けられてゐた。しかるに、戦争が激化するにつれて、新聞紙法、出版法が機能を失つて、納本に關しては、現在全く放任の状態にある。これはまことに遺憾なことであつて、放任の状態が永びけば永びくほど出版物は散失し、文化発展の上にも少なからざる支障をきたすことになるから、できるだけ早く、その対策を講じなければならぬ。ただし、これまでの新聞紙法や出版法のように、檢閲の目的のために納本制を設けることは憲法第二十一條の規定(二)に反するし、また、正当な補償なしに納本を義務づけることも憲法第二十九條(四)の趣旨に添わない。正当な補償が國家の財政上困難であるとするならば、納本を納税義務の一つとして規定することも一つの方法であらう。しかし、いずれにしても、何らかの方法を以て文化財を保護し、國民の知識、教養を高めるといふ立て前から納本制を法制化する必要がある。なお、近く國會圖書館の設立を控えてゐるという事情もあるので、納本の規定は國會圖書館法に取入れるのが適當であらう。

註一、いわゆるプレス・コード(Code for Japanese Press)は一九四七年三月二十四日連合軍最高司令官の名をもつて発令されたもので「日本の言論界に對し、言論の自由に關しその責任と義務とを育成」することを目的としており、第一條には「報道は嚴に眞實に則するを旨とすべし」第二條には「直接又は間接に公安を害するが如きものはこれを掲載すべからず」第七條には「報道記事は宣傳の目的を以てこれに色彩を施すべからず」と規定されてゐる。

註二、刑法第二百三十條第一項の條文の中には「其事実ノ有無ヲ問ハズ」と規定されてゐるが、第二項には「前條第一項ノ行爲ハ公共ノ利害ニ關スル事実ニ依リ其目的ヲ公益ヲ圖ルニ出タルモノト認ムルトキハ事実ノ眞否ヲ判斷シ眞之ヲ罰セス」とある。改正刑法は名譽毀損の刑罰を重くすると同時に、一方では報道の自由を尊重してゐる。

註三、憲法第二十一條 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。檢閲はこれをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。註四、憲法第二十九條 財産權はこれを侵してはならない。財産權の内容は公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める。私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる。多數意見者署名 大隅 信幸 三木 治朗 岩本 月洲 三好 始 高田 寛 「金子洋文君登壇、拍手」 ○金子洋文君 只今議壇に上りました出版関係法規に関する調査報告の件について御報告申し上げます。 本件は去る八月二十八日調査承認要求を提出して、委員長の承認を得たものでありまして、小委員會を設けて調査を進めて参りましたが、その調査を終りましたので、去る十二月四日議長宛に文書を以て調査の結果を報告いたしましたのであります。報告書の内容は調査の経過、出版立法の処理、著作権法の処理、納本制の諸項目に分れておりますが、かゝり摘んで申し上げますと、自由を穿き違へた懸念は、而も不健全な言論出版が断絶を絶たない。この懸念を防ぎ、進んで良識健全な言論出版を確保したいという考えの下に、關係當局の意向を賛し、或いは政府や民間の關係者から実情を聴き、慎重に研究を重ねました結果、現在取り得る最善の対策は、一、法律に關する一般の認識が欠けてゐるようであるから、現行法の運用を十分にすること。二、民間に芽生え始めた自費の傾向をできるだけ助長すべきであること。三、併し出版法新聞紙法も今日全く機能を失つておるし、著作権法も明らかに不備の点があるので、これらに代るものとして、遠からず新憲法の精神にふさわしい理想的な立法をなすべきであること。四、又納本制もできるだけ早く確立すべきことであつて、そのためには今日から調査を進める必要がある。というのが全体の要旨であります。 次に、觀光事業に関する調査報告の件について申し上げます。 日本の經濟的文化的再建のために、觀光事業の果す役割は、極めて大きな

ものがあるものでありまして、本問題を

所管する文化委員会では、昭和二十二年八月二十一日議長の承認を得まして小委員会を設け、以来調査を進めて参りましたが、その調査も終えましてので、去る十二月四日議長宛に報告書を提出したのであります。

報告書の内容は主として、一、陳情並びに請願の内容に関する調査、二、観光事業の健全なる発達を図るための方策について述べたものであります。が、第一の陳情や請願の調査から得ました結論は、観光事業を國家の重要産業の一つとしてそれを取上げるために、観光委員会といつたような強力な綜合的機關を設けるのが適當であること。第二の観光事業の健全な発達を図るための方策としては、風致、國宝、天然紀念物、家屋、道路、交通、通訊、ホテル、温泉、教育、資材など、観光事業に係る種々の項目に宜つて、法規や施策などの面から保護改善、助長の具体的方法を講じたものであります。もとよりかような大問題については、短かい会期中に完全な結論を得ることは不可能であつて、今後尙一層調査と研究を進めねばならんと思ひますが、委員会といたしましては、小委員会の提出した調査報告を、観光事業の推進を図る上に極めて意義あるものと認め、全会一致を以てこれを承認した次第であります。以上二件についての詳細な点につきましては、議長宛の文書報告を御願ひしたいと思います。以上を以て報告を終ります。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて本日の議事日程は全部終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員

板野 勝次君	中野 重治君	藤井 新一君	岡村文四郎君
西田 天香君	阿部竹次郎君	佐伯卯四郎君	門田 定藏君
廣瀬興兵衛君	國井 淳一君	堀内 到君	宇都宮 登君
藤田 芳雄君	兼岩 傳一君	井上なつゑ君	石川 準吉君
千田 正君	岩間 正男君	波多野 鼎君	原 虎一君
九鬼教十郎君	玉置吉之丞君	羽生 三三君	岡元 義人君
田村 文吉君	小林米三郎君	新谷寅三郎君	島 清君
波多野林一君	宿谷 榮一君	谷口彌三郎君	若木 勝藏君
岡本 愛祐君	島村 軍次君	渡邊 甚吉君	結城 安次君
安部 定君	高田 寛君	太田 敏兄君	伊藤 修君
小野 哲君	小川 久義君	吉川末次郎君	田中 信儀君
山崎 恒君	青山 正一君	谷口彌三郎君	植竹 春彦君
補見 義男君	帆足 計君	油井賢太郎君	岡田喜久治君
藤井 丙午君	西郷吉之助君	小畑 哲夫君	平野善治郎君
三好 始君	加賀 操君	久交 太藏君	安達 良助君
服部 敦一君	伊達源一郎君	小杉 繁安君	小林 勝馬君
來馬 琢道君	松村眞一郎君	田口政五郎君	深川タマエ君
姫井 伊介君	飯田精太郎君	高良 とみ君	原口忠次郎君
寺尾 博君	藤野 繁雄君	竹中 七郎君	藤森 眞治君
小杉 イ多君	赤木 正雄君	水橋 藤作君	星 一君
米倉 龍也君	岡部 常君	淺井 一郎君	三木 治朗君
尾崎 行雄君	德積眞六郎君	齋 武雄君	村尾 重雄君
岩男 仁藏君	三島 通陽君	鬼丸 義齋君	岩崎正三郎君
早川 慎一君	矢野 西雄君	森下 政一君	佐々木鹿藏君
北條 秀一君	下條 康廣君	塚本 重藏君	小泉 秀吉君
德川 宗敬君	駒井 藤平君	木内 四郎君	中井 光次君
東浦 庄治君	木下 辰雄君	北村 一男君	櫻内 辰郎君
鈴木 憲一君	佐藤 尚武君	奥 主一郎君	鈴木 安孝君
高橋龍太郎君	田中耕太郎君	山田 佐一郎君	中山 壽彦君
野田 俊作君	村上 義一君	黒田 英雄君	寺尾 豊君
梅原 眞隆君	カニエ邦彦君	柴田 政次君	大野木秀次郎君
中村 正雄君	大野 幸一君	遠山 丙市君	板谷 順助君
千葉 信君	中平常太郎君	松野 喜内君	黒川 武雄君
内村 清次君	梅津 錦一君	玉屋 喜章君	隅川 頼貞君
下條 恭兵君	丹羽 五郎君	一松 政二君	大隅 憲二君
堀 眞翠君	金子 洋文君	深水 六郎君	平岡 市三君
河崎 ナツ君		仲子 隆君	尾形六郎兵衛君

大隈 信幸君 橋本萬右衛門君
池田七郎兵衛君 左藤 義詮君
水久保甚作君 平沼彌太郎君
政府委員 小坂善太郎君
大藏政務次官 田中源三郎君
運輸政務次官 郷野 基秀君
運輸事務局長

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷 村町
電話 九段五三一
郵政東京一九〇〇 圖書課